

令和4年第4回能登町議会6月定例会議 会議日程表

6月6日から6月16日（11日間）

日程	月 日	曜	開 議 時 刻	会 議 ・ 休 会 そ の 他	
第 1 日	6 月 6 日	月	午前10時00分	本会議	開 会 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名 諸 般 の 報 告 議 案 上 程 提 案 理 由 の 説 明 質 疑 ・ 委 員 会 付 託
第 2 日	6 月 7 日	火		委員会	
第 3 日	6 月 8 日	水		委員会	
第 4 日	6 月 9 日	木		休 会	
第 5 日	6 月 10 日	金		休 会	
第 6 日	6 月 11 日	土		休 日	
第 7 日	6 月 12 日	日		休 日	
第 8 日	6 月 13 日	月		休 会	
第 9 日	6 月 14 日	火	午前10時00分	本会議	一 般 質 問
第 10 日	6 月 15 日	水	午前10時00分	本会議	一 般 質 問
第 11 日	6 月 16 日	木	午前10時00分	本会議	委 員 長 報 告 質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決 閉 会

開 会（午前10時00分）

開 議

議長（酒元法子）

ただいまから、令和4年第4回能登町議会6月定例会議を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、14人で定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、本定例会議の会議期間は、会議日程表のとおり本日から6月16日までといたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

あらかじめ、本日の会議時間を延長しておきます。

会議録署名議員の指名

議長（酒元法子）

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第122条の規定によって、

13番 宮田 勝三 議員、

14番 鍛冶谷真一 議員を

指名いたします。

諸般の報告

議長（酒元法子）

日程第2、「諸般の報告」を行います。

去る4月27日に、石川県町村議会議長会定期総会が開催され、当町から、金七祐太郎議員、國盛孝昭議員が11年以上在職者として石川県町村議会議長会表彰を受賞されました。

そのほか、私が15年以上在職者として、また、特に顕著なる功労のあった者に送られる全国町村議会議長会表彰を受賞させていただきました。

また、向峠茂人議員、河田信彰議員が5期以上在職者として石川県知事表彰を受賞されましたことをご報告申し上げます。

受賞されました皆様、誠におめでとうございます。（拍手）

次に、本定例会議に町長より別冊配付のとおり、議案9件、諮問2件が提出されております。

次に、町長より、地方自治法第180条第1項の規定による「専決処分の報告について」が6件、地方自治法施行令第146条第2項の規定による「令和3年度能登町一般会計繰越明許費繰越計算書について」、能登町債権管理条例第7条の規定による「債権放棄の報告について」がそれぞれ提出されており、お手元に配付いたしましたので、ご了承願います。

また、地方自治法第243条の3第2項の規定による、「株式会社能登町ふれあい公社」、「有限会社のとクリーンサービス」の経営状況についての報告書の提出があり、お手元に配付いたしましたので、ご了承願います。

次に、監査委員から例月出納検査の結果についての報告があり、その写しもお手元に配付いたしました。

その他、地方自治法第121条の規定により、本定例会議の説明員として出席を求めた者の職、氏名は、お手元に配付しましたので、ご了承願います。

次に、能登町議会申合せ事項第54項の規定により、田代副町長から新任の挨拶を求めます。

田代副町長。

副町長（田代信夫）

おはようございます。ただいま議長より発言の機会をいただきましたので、就任に当たって挨拶をさせていただきます。

能登町議会4月会議におきまして選任のご同意をいただき、4月27日付で副町長に就任をいたしました田代信夫でございます。能登町政に関わる仕事を与えていただきまして、深く感謝申し上げます。

もとより微力ではありますが、これまでの行政に携わってきました経験を生かし、町長の補佐役として議会の皆様や関係団体等の皆様と連携を図りながら、町民の方々に健やかに安心して暮らせるウェルビーイングを求めて誠心誠意努めてまいります。

何とぞ皆様方のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げまして、就任のご挨拶にさせていただきます。

どうぞよろしく申し上げます。（拍手）

議長（酒元法子）

これで諸般の報告を終わります。

議案上程

議長（酒元法子）

日程第3、議案第42号「令和4年度能登町一般会計補正予算（第1号）」から、日程第13、諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」までの11件を一括議題といたします。

提案理由の説明

議長（酒元法子）

町長から提案理由の説明を求めます。

大森町長。

町長（大森凡世）

皆さん、おはようございます。

令和4年第4回能登町議会6月定例会議の開会に当たりまして、議案等の提案理由の説明をする前に、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

今年のゴールデンウィークは、最長10日間の大型連休となりまして、また3年ぶりの行動制限のないという中で多くの帰省客、また観光客が当町を訪れ、各地でにぎわいを見せていました。イカの駅つくモールにおきましては、前年同時期と比較いたしまして40%増となる1万人近いお客さんが訪れたと報告を受けております。

これからは、町内各地でのキリコ祭りの開催、また夏の観光シーズンを迎えることとなりますので、ウイズコロナということで地域経済の回復に期待をしているところでございます。

また、5月12日には、中型イカ釣り船1隻が北太平洋でのアカイカ漁に向けて小木港を出発をしております。その他のイカ釣り船10隻につきましては今月から順次、出港した隻もありますけれども、順次出港するというところでございます。そして、今年の漁はインドネシア漁業実習生が3年ぶりに確保できることとなりまして、貴重な戦力として期待をしておるところであります。

しかしながら、依然として日本海においては、外国船の違法操業、北朝鮮によるミサイルの発射、昨日もありましたけれどもロシアの経済制裁の影響など、これまで以上に漁の安全性というのが脅かされる厳しい状況となっております。操業の安全と大漁を祈願いたしますとともに、引き続き、石川県、県漁協と連携をいたしまして国への要望を行ってまいります。

また、私ごとでございますけれども、先日、消防庁が主催をいたしました「市町村長の災害対応力強化のための研修」というのを受講させていただきました。災害の警戒段階から発災時、発災後に至る重要な局面で迅速な判断、指示ができるよう講師と1対1でのシミュレーションを行いました。改めて大

規模な災害発生時の対応や判断の難しさというのを知ることができました。この経験を今後の防災対策に生かしていければというふうに思っております。

また、町の防災の一翼を担う消防団の訓練大会が6月18日に宇出津新港で3年ぶりに開催予定となっております。規模を縮小しての開催となりますけれども、消防団員の皆様には日頃の訓練の成果を遺憾なく発揮していただきたいというふうに思います。議員の皆様方におかれましても、消防団員の活動に対しましてさらなるご支援を賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、本日提案をいたしております議案9件、諮問2件につきましてご説明をさせていただきます。

まず、議案第42号は、一般会計予算の補正でございます。

今回の補正の主な内容でございますけれども、トキの放鳥受入れ実現に向けて能登地域トキ放鳥受入推進協議会の負担金を計上したほか、低所得の子育て世帯を対象とする特別給付金や、学校教育活動に必要なコロナの感染対策の費用を計上いたしております。また、補助事業の内示などに伴います事業費の調整を行っております。

では、議案第42号「令和4年度能登町一般会計補正予算(第1号)」は、2,980万1,000円を追加し、予算の総額を150億4,380万1,000円とするものでございます。

歳出からご説明いたします。

第2款「総務費」は、27万5,000円の追加でございます。

第4項「選挙費」、第2目「参議院議員通常選挙費」で、ポスター掲示場の区画数の追加に伴います所要経費を追加いたしました。

第3款「民生費」は、505万1,000円の追加です。

第1項「社会福祉費」、第1目「社会福祉総務費」は、地方債の充当財源の調整でございます。

第2項「児童福祉費」、第1目「児童福祉総務費」では、国の補正予算を受けまして低所得の子育て世帯を支援いたします子育て世帯生活支援特別給付金とその事務費を追加したものでございます。

第4款「衛生費」は、40万円の追加であります。

第1項「保健衛生費」、第4目「環境衛生費」におきまして、トキの放鳥受入れ実現に向けての協議会負担金を計上いたしました。

第6款「農林水産業費」は、4,981万9,000円の追加でございます。

第1項「農業費」、第1目「農業委員会費」におきまして、タブレット端末の通信費を追加したほか、第3目「農業振興費」におきまして、老朽化をしております能登栗集荷施設の機械設備についての助成費用を計上いたしました。

また、水田農業経営安定支援事業といたしまして、令和3年産の米価下落の

影響を大きく受けた農業者に対しまして、生産意欲の向上を目的とした補助金を計上いたしました。

第5目「農地費」では、県営老朽ため池整備事業におきまして、補助内示に伴います負担金の追加をしております。

また、県営ほ場整備事業におきましては、新たに藤ノ瀬地区の工事負担金の追加、新規地区の採択関連経費、また、完了した柳田中央地区、五十里・黒川地区の農地集積に関する補助金を計上いたしております。

第2項「林業費」、第2目「林業振興費」におきましては、林道整備事業の補助内示に伴います事業費の調整、また、県単荒廃地復旧事業におきまして、新たに2地区が採択されたことに伴います追加計上でございます。

第3項「水産業費」、第2目「水産業振興費」におきましては、沿岸沖合漁船員の就業対策事業といたしまして、免許取得助成費を増額計上するものでございます。

第7款「商工費」は、財源の調整でございます。

第1項「商工費」、第3目「観光費」におきましては、企業版ふるさと納税の寄附金を財源充当いたし調整をしたものでございます。

第8款「土木費」は、4,321万5,000円の減額でございます。

第2項「道路橋りょう費」、第3目「道路橋りょう新設改良費」で、社会資本整備総合交付金事業及び道路メンテナンス事業の補助内示によります事業費の調整を行いました。

また、交通安全対策に係る事業につきましては、新たに「交通安全対策事業」として補助採択を受けることになったため、事業費の組替えを行ったものでございます。

第10款「教育費」は、1,747万1,000円の追加でございます。

第1項「教育総務費」、第3目「学校教育費」では、GIGAスクール推進事業におきまして、公立学校の情報機器の整備費、ICTの活用指導力強化事業を計上いたしました。また、学校保健特別対策事業におきましても感染症対策費を計上いたしております。いずれも補助内示によります追加計上でございます。

第2項「小学校費」、第2目「小学校教育振興費」におきまして、寄附採納に伴いまして松波小学校の教材備品の購入費を追加いたしました。

第5項「保健体育費」、第3目「学校給食費」におきまして、柳田小学校共同調理場の空調設備が経年劣化によりまして故障したため、更新に係る費用を計上いたしております。

以上、2,980万1,000円の財源といたしまして、第12款「分担金及び負担金」、第15款「県支出金」、第17款「寄附金」、第18款「繰入金」、

第21款「町債」を追加いたしまして、第14款「国庫支出金」を減額し、収支の均衡を図っておりますので、よろしくお願いをいたします。

次に、議案第43号「能登町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例について」は、公職選挙法施行令の一部改正に伴いまして、議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車等の公営に要する経費に係る限度額を引き上げるため、改正するものでございます。

次の議案第44号「能登町本社機能立地促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について」は、地域再生法の一部改正に伴いまして、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定期間を2年間延長いたしまして、令和6年3月31日までとするため、改正をするものでございます。

次の議案第45号「能登町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」は、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額におきまして、資産割額の廃止に伴い改正をするものでございます。

次に、議案第46号「請負契約の締結について」は、「令和4年度旧内浦庁舎解体工事」におきまして、去る5月25日、制限付一般競争入札（事後審査型）を行いましたところ、2億240万円で、能登町字松波の「西中・須美矢特定建設工事共同企業体」が落札をいたしましたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次の議案第47号「請負契約の締結について」は、「令和4年度旧瑞穂小中学校解体工事」におきまして、去る5月25日、制限付一般競争入札（事後審査型）を行いましたところ、1億263万円で、能登町字鶴川の須美矢建設株式会社が落札をいたしましたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第48号「請負契約の締結について」は、「令和4年度統合保育所整備事業能登町立認定こども園ひばり保育所解体工事」におきまして、去る5月25日、制限付一般競争入札（事後審査型）を行いましたところ、7,590万円で、能登町字藤波の株式会社鼎建設が落札をいたしましたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第49号「字の区域及び名称の変更について」は、斉和地区、中斉地区及び神和住地区の県営ほ場整備事業により、区画形状の変更に伴いまして小字の区域及び名称の変更が必要となるため、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第50号「字の区域及び名称の変更について」は、寺分地区、五郎左エ門分地区及び上町地区の県営ほ場整備事業により区画形状の変更に

伴いまして、小字の区域及び名称の変更が必要となるため、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、諮問第1号及び諮問第2号につきましては、「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」でございます。

本年9月30日をもちまして任期満了となります能登町字国光の「畑中彰治」氏、能登町字不動寺の「新谷信之」氏のこのお二方を再度、人権擁護委員候補者として推薦をいたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして議会の意見を求めるものでございます。何とぞご同意を賜りますようお願いをいたします。

以上、本会議に提出をいたしました議案等につきましてご説明を申しあげましたが、議員の皆様方におかれましては、慎重なるご審議をいただきまして適切なるご決議を賜りますようお願いを申しあげまして、提案理由の説明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いを申し上げます。

議長（酒元法子）

以上で提案理由の説明が終わりました。

日程の順序変更

議長（酒元法子）

お諮りします。

この際、日程の順序を変更し、日程第12、諮問第1号及び日程第13、諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」の2件を先に審議したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（酒元法子）

異議なしと認めます。

したがって、日程の順序を変更し、日程第12、諮問第1号及び日程第13、諮問第2号の2件を先に審議することに決定しました。

諮問第1号、諮問第2号

議長（酒元法子）

ただいま先議することに決定しました諮問第1号及び諮問第2号の2件を議題とします。

質疑、討論の省略

議長（酒元法子）

お諮りします。

諮問第1号及び諮問第2号は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（酒元法子）

異議なしと認めます。

よって、諮問第1号及び諮問第2号は、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

採 決

議長（酒元法子）

この採決は、起立によって行います。

お諮りします。

諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」、能登町字国光、畑中彰治氏を適任とすることに賛成する諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（酒元法子）

ありがとうございました。

ご着席ください。

起立全員であります。

よって、諮問第1号は、原案のとおり適任とすることに決定いたしました。

次に、諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」、能登町字不動寺、新谷信之氏を適任とすることに賛成する諸君の起立を

求めます。

(賛成者起立)

議長（酒元法子）

ありがとうございました。

ご着席ください。

起立全員であります。

よって、諮問第2号は、原案のとおり適任とすることに決定いたしました。

質 疑

議長（酒元法子）

次に、日程第3、議案第42号「令和4年度能登町一般会計補正予算（第1号）」から、日程第11、議案第50号「字の区域及び名称の変更について」までの9件についての質疑を行います。

質疑は大綱的な内容でお願いいたします。

質疑はありませんか。

1番 吉田議員。

1番（吉田義法）

資料ナンバー3、補正予算書の12ページ、4款衛生費、環境保全対策事業について40万円が計上されております。そのことについて質問させていただきます。

能登地域トキ放鳥受入推進協議会の負担金ということですが、この協議会は、トキ放鳥の候補地として能登地方を国に申請したことによるものというふうに思っております。ということは、能登町はこの放鳥に対して賛成であり、放鳥場所も能登町でよいというようなことでここに入られておるわけですね。

議長（酒元法子）

内糸住民課長。

住民課長（内糸英和）

吉田議員のご質問にお答えいたします。

このたびの協議会につきましては、奥能登4市5町と石川県、あと12の関

係団体で組織された協議会でございます。この協議会の設立の目的につきましては、能登地域でトキを放鳥するべく、国のほうに候補地としてまず申請を行うというようなことでございます。その後、新聞でも報道ありましたが、放鳥候補地の決定が8月上旬頃に行われるということで、それ以降、この能登地域の、能登町ではなくて能登地域でどこが放鳥の市町に最適なのか、条件等を整理して進めていくというようなことでございます。

この協議会につきましては、今年度、佐渡の方を招きましてシンポジウムの開催とか農業関係者による佐渡の視察、あとはトキの生態や本県の取組を開設したホームページなどの作成、あと専門委員会によります生息環境調査の内容の検討などを行っていききたいということでございます。

今後、国のほうでは、放鳥地の条件を検討、整理いたしまして、例えば放鳥地の候補地として能登地域が決定した場合には、それ以降、またどこの市町村で受け入れるかという条件整理をしていくということでございます。

以上でございます。

議長（酒元法子）

1番 吉田議員。

1番（吉田義法）

前向きに協議会に参加するということですね。

私、少し考えることがありまして、サギとよく似た生態を持っているトキというふうに聞いておりますので、農業被害などないかなというふうに心配しております。農林課のほうでそういう心配事とかはないですかね。まだそこは考えておいでませんか。

議長（酒元法子）

向井農林水産課長。

農林水産課長（向井豊人）

トキの放鳥に係る農業被害等はどう考えているかというご質問でよろしいですかね。

まだ正式決定はしていないということではありますが、全く害はないということはないと思いますので、できるだけ最低限の被害に抑えるような政策が、どういう方法があるのかということを検討していきたいというふうに考えております。

議長（酒元法子）

ほかにありませんか。

14番 鍛冶谷議員。

14番（鍛冶谷眞一）

議案第46号、47号、48号、これについてお尋ねしたいと思います。

これはそれぞれ旧内浦庁舎、旧瑞穂小中学校、そしてひばり保育所のいずれも公共施設個別施設計画でしたっけ、これによって延床面積を削減するということも含め、ひばりはちょっと違いますが、いずれにしても解体工事です。この3つの契約の工事实施計画の見通しをただしたいということです。

もちろんこの本会議で可決されて初めて実施にかかるわけですから、今現在決め決めの日程はないかもしれませんが、おおむねいつ頃からいつ頃までに終わるというような状況をお示ししていただいたらありがたいと思います。よろしくお願ひします。

議長（酒元法子）

諸角企画財政課長。

企画財政課長（諸角勝則）

3件の契約の関係についてということで、お答えいたします。

まず、3件いずれにつきましても、現在、仮契約中でございます。なお、完成の期日におきましては、入札公告では、旧内浦庁舎ですが、こちらのほうは令和5年2月28日、旧瑞穂小中学校につきましては令和4年12月28日、ひばり保育所については令和4年11月30日の完成期日というふうになっております。完成ですね。

なお、もう一つの質問というか中身のほうで、工程関係のほうについても詳細についてということでございましたが、議決後の本契約後に詳細の工程が決まるということなもので、ご理解のほうをお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

議長（酒元法子）

14番 鍛冶谷議員。

14番（鍛冶谷眞一）

たしか第2期能登町創生総合戦略であつたり個別施設の計画であつたりを見ると、2040年までに35%延床面積を減らすんだということでしたよね。

それは町の立場はよく分かるんです。ただ、その地域の住民サイドの方々にとっては大変な関心事であります。どうか地域の方への、いつ頃工事にかかってこんなふうになるんですよというような案内も含めてちゃんと丁寧な説明をして、この工事を進めていただければなというふうに要望して、質問を終わります。

議長（酒元法子）

ほかにありませんか。

4番 田端議員。

4番（田端雄市）

補正予算書の歳入のほうで、民生費国庫補助金が子育て世帯への臨時特別給付金で390万円に上程されて、そして歳出の12ページに同じ事業であったとしたら金額がちょっと、500万円となっていますので、その差はどういうことなのかということが一つ。

それから、説明で子育て世帯、先ほどの町長の説明では低所得世帯に対してということやと思うんですけど、1人5万円、100人を考えておるという話やったので、これは何歳ぐらいまでなのか。それから低所得の世帯の所得金額は幾らに見ておるのか、ちょっと教えてもらえますかね。

議長（酒元法子）

西谷健康福祉課長。

健康福祉課長（西谷幸一）

先に歳出のほうから説明させてください。

まず、低所得の方の所得はいかほどかということですが、今回の方々は非課税の世帯ということになりますので、それぞれのご家庭に応じて所得が多少変わりますけれども、扶養関係でちょっと金額は変わってきます。

それで年齢はということですが、健常者のお子さんであれば18歳なんですけれども、障害をお持ちの方は二十歳までというふうになってきます。それで町のほうが担当する部分と、あと県が担当する部分に分かれます。県のほうは、児童扶養手当を受給されている世帯は県のほうが担当して支給いたします。ただし、申請等が必要な特殊な方がおいでるんですけれども、そういった受付は町のほうが行って、県のほうへ書類を送るということになります。町のほうは、児童手当、特別児童扶養手当を受給されている方に関しましては町のほうが担当して行うというふうになっております。

4番（田端雄市）

いいですか。今の説明で言うと歳入のほうが、そうすると、歳入が少ないのは県が支給するからということでもいいがかな。

健康福祉課長（西谷幸一）

そうですね。私らのほうはあくまでも町が担当する部分だけになりますので、どちらかというところ圧倒的に町が担当する部分が少ないことになってきますので、そうなりますね。

4番（田端雄市）

ありがとうございます。

議長（酒元法子）

諸角企画財政課長。

企画財政課長（諸角勝則）

田端議員のほうからの質問のあった国庫の390万円のほうなんですけれども、こちらのほうにつきましては、子育て世帯の臨時特別給付事業の補助金の過年度分になります。

先ほど担当課長のほうから説明のあった505万円のほうにつきましては、その上のほうにあります、9ページの14款1項1目の民生費国庫負担金のほうの金額の505万円のほうの歳出というふうになっておりますので、よろしくお願ひいたします。

議長（酒元法子）

ほかに質疑はありませんか。

3番 馬場議員。

3番（馬場等）

自分のは、先ほど町長の説明であったところなんですけど、総務費27万5,000円、項目が選挙費、第2目参議院議員通常選挙でポスター掲示場の区画数の追加に伴う所要経費と説明されました。これ、もう少し詳しく。例えば掲示板が増えるのか、どういうことなんでしょうか。

議長（酒元法子）

蔭田総務課長。

総務課長（蔭田大介）

ポスター掲示場の区画数と説明していると思いますが、掲示場の数ではございません。ポスターの貼る区画が6つから8つになって2か所増やして、要するに広がると、そういうご理解願いたいと思いますが。

議長（酒元法子）

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（酒元法子）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

常任委員会付託

議長（酒元法子）

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第42号から議案第50号までの9件については、お手元に配付しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（酒元法子）

異議なしと認めます。

よって、議案第42号から議案第50号までの9件については、お手元に配付しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定しました。

休会決議

議長（酒元法子）

日程第14、「休会決議」を議題とします。

お諮りします。

委員会審査のため、明日から13日までの7日間を休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（酒元法子）

異議なしと認めます。

よって、明日から13日までの7日間を休会とすることに決定いたしました。

次会は、6月14日午前10時から会議を開きます。

散 会

議長（酒元法子）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

散 会（午前10時43分）

開 議 (午前10時00分)

開 議

議長 (酒元法子)

ただいまの出席議員数は14人で、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

あらかじめ本日の会議時間を延長しておきます。

一般質問

議長 (酒元法子)

日程第1 一般質問を行います。

一般質問の形式は一問一答方式とし、質問者の持ち時間は答弁の時間を含まず30分以内となっておりますので、よろしくお願いたします。また、質問の回数は質疑と同様に原則として一つの質問事項に対し3回までとなっておりますので、遵守されますようお願いいたします。なお、関連質問についても申合せ事項により原則として認められておりません。

それでは、通告順に発言を許します。

3番 馬場議員。

3番 (馬場等)

おはようございます。

今日は、今年の9月以来のトップバッターです。できるだけゆっくりと分かりやすく行いたいと思います。

議員としての一般質問も任期期間中は今回と次回のあと2回となりました。そこで、残りの2回はこれまで行った20回の一般質問の中から取り上げます。今回は、最も取り上げた回数が多かった防災、減災についてと、過去2度取り上げた予約制乗合タクシー事業についてです。

まず初めに、防災、減災について。

この質問事項は、過去20回のうち12回取り上げ、質問項目としては18項目取り上げました。その中から今回は洪水ハザードマップ、緊急浚渫推進事業、そして指定避難所についての質問をいたします。

6月に入り、全国各地から梅雨入りのニュースが耳に入ってきます。

近年、日本は毎年のように大雨による河川の氾濫、そして堤防の決壊などが

起き、大きな被害を受けています。50年に一度、100年に一度の大雨という言葉も普通に使われるようになり、最近では1,000年に一度という言葉も耳にします。

能登町においても洪水対策は喫緊の課題です。今回取り上げた洪水ハザードマップは、洪水被害から身を守るために必要不可欠なものです。過去の日本各地で起きた洪水による被害地域は、洪水ハザードマップの浸水区域とほぼ一致します。

能登町管内の二級河川は、町野川、上町川、松波川、九里川尻川、山田川、梶川の6水系、11河川です。この中で唯一、洪水ハザードマップがつくられているのは町野川の1河川だけです。

平成29年6月、私は議員になって初めての一般質問で能登町の二級河川全ての洪水ハザードマップ作成を要望しました。前町長の回答は、大規模氾濫減災協議会を通じて能登町の二級河川が指定されるよう県のほうに働きかけたいというものでした。

能登町が洪水ハザードマップを作成するには、その前提として石川県が能登町の二級河川の洪水浸水想定区域図を作成しなければ、町は作成できません。そのためには県への町からの強い働きかけが必要でした。

翌年の平成30年9月、そのときの一般質問にも洪水ハザードマップ作成の進捗状況を尋ねました。前町長の答えは、平成32年、令和2年ですね。出水期前の5月末までに見直し完了を目指して取り組む予定にしておりますというものでした。この取り組む予定になっていたのは、以前から洪水ハザードマップがある町野川に対するもので、そのほかの二級河川については残念ながら県による洪水浸水想定区域図もまだできていませんでした。

気候変動により雨の降り方は年々激しくなっています。近年の河川の氾濫による洪水被害の確率は以前の2倍近いというデータも発表されています。

私は、最初の一般質問から5年たちました。残りの二級河川の一日も早い洪水ハザードマップの作成が必要です。

そこでお聞きします。洪水ハザードマップの作成が遅れている理由と、可能ならばいつ頃作成できる予定か、お答えください。そしてまた、町野川以外は洪水ハザードマップが作成されていないにもかかわらず洪水時の指定避難所が選定されています。その選定の根拠について、これも一緒にお答えください。

議長（酒元法子）

兄後建設水道課長。

建設水道課長（兄後修一）

洪水ハザードマップについての説明は、私のほうからさせていただきたいと思えます。

令和元年に石川県が国の示す基準により町野川の浸水想定区域を見直しております。町はその結果を基に、令和2年3月に町野川洪水ハザードマップを更新し、配布しております。

石川県管理の主要な二級河川、県内28河川はもとより、これ以外の二級河川においても浸水想定区域の作成について働きかけてまいりました。令和3年度から石川県内で184河川、能登町管内では町野川以外の二級河川全て、町野川水系、上町川、神野川、河内川、山田川水系山田川、本木川、梶川水系梶川、梅の木川、松波川水系松波川、九里川尻川水系九里川尻川、白丸川水系白丸川、計6水系10河川の浸水想定区域の作成に着手することが決定したと伺っております。

現在、石川県は令和5年の出水期前までに公表することを目指し、浸水想定区域を作成中と聞いております。町は、その結果を基に、新たに洪水ハザードマップを作成することとなります。

公表時期については、県は作成中とのことで、ハザードマップ作成時期は、現段階では令和5年度からの作成ということになると思えます。

また、洪水時の避難所の指定につきましては、河川からの距離や地形等を考慮して選定しております。

ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

議長（酒元法子）

3番 馬場議員。

3番（馬場等）

ありがとうございます。県のほうでその他の二級河川が令和5年度から浸水想定区域図を作成するというので、安心しました。早ければ令和6年の出水期前、5月末までに能登町においてもハザードマップが作成できれば、それが一番早いのかな。5年度内でできる可能性もありますけれども、洪水時期前といえは6年度5月末かなと思えます。なるべく早く、ひとつよろしくお願ひいたします。

それと、指定避難所ですけれども、川沿いとかそういうことで判断されたら、地形とかということなんだと思えますけれども、ハザードマップができれば、より正確な安全、安心が確保できる指定避難所が指定されるかなと思えます。一日も早い洪水ハザードマップの作成をお願ひいたします。

次の質問に移ります。

次の質問も今の質問と同様、能登地方管内の二級河川を対象とします。
緊急浚渫推進事業についてです。

しゅんせつ事業とは、河川の氾濫による被害を防ぐため、河川に堆積した土砂の除去や樹木など伐採し、河川の流れをよくするとともに河川の保全を行う事業です。国が令和2年度から令和6年度までの5年間限定で緊急浚渫推進事業債を創設し、行っています。

私は、令和2年9月に行った一般質問で能登町の普通河川の緊急浚渫推進事業について尋ねました。今回の質問は、県の管理となる能登町管内の二級河川に対する緊急浚渫推進事業についてです。

異常気象による大雨で二級河川が氾濫し、堤防が決壊する可能性が大きくなっています。また、二級河川のしゅんせつ工事が遅れると、すぐに水位が上がり、そこに流れ込む普通河川や用水などの水が合流点でせき止められ逆流する、いわゆるバックウォーター現象が起き、普通河川や用水なども氾濫し、さらに甚大な被害をもたらします。県と町が管理する二級河川と普通河川の両方とも緊急浚渫推進事業を行ってこそ洪水被害防止につながります。

そこでお聞きします。今回の石川県の緊急浚渫推進事業の計画に能登町の二級河川は入っていますか。また、既に始まっている能登町の普通河川の緊急浚渫推進事業について、現時点での進捗状況についてお聞かせください。

議長（酒元法子）

兄後建設水道課長。

建設水道課長（兄後修一）

しゅんせつ事業ということで、石川県の管理する二級河川の計画を確認いたしました。現在計画しているしゅんせつする予定の河川は、二級河川の九里川尻川と二級河川の白丸川、2河川であると聞いております。稲の刈り入れ後、非出水期に入り着手するとの予定であると伺いました。

また、町の管理する普通河川のしゅんせつの進捗状況ということですが、令和2年、令和3年度の2か年において11河川で約3,720立方メートルの堆積土砂の除去と、約1,000平方メートルの支障木の樹木の伐採を完了しております。

時間の経過により堆積土量が増えている箇所、それから当初に計画のなかった河川の土砂除去が必要となってくる箇所もあるかと思えます。引き続きパトロールを実施し、年度ごとに計画の変更を国、県と協議し、柔軟に対応しながら事業を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

議長（酒元法子）

3番 馬場議員。

3番（馬場等）

ありがとうございます。

二級河川、九里川尻川と白丸川、自分の地元の山田川辺りでも、近くの人に聞いていると、川底にタイヤが埋まっていたり、以前から見ると1メートルほど上がっているんじゃないかということと言われることもあります。県の管理する二級河川ですから、町のほうでも県のほうに、また強く要望していただければと思います。

また、普通河川も臨機応変に、優先順位とかまた出てくると思いますから、その都度しっかりと、この事業のあるうちにやっていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

次の質問に移ります。

次の質問は、指定避難所についてです。

指定避難所に関する質問は、私は令和1年の9月、令和2年6月、令和3年3月、6月、12月の合計5回行っていきます。質問項目は、指定避難所一覧表に災害の種別を加えること、避難所となっている施設の情報環境の整備、それからコロナ対策、そして収容可能人数について、また段ボールベッドの導入、それとか耐震設備はなされているかなど様々でした。

今回は、何度も取り上げ、そのたびに町長とは意見が食い違う指定避難所に代表される地域の避難所となる公共施設の在り方についてです。

もう一度、次の事例から始めます。

昨年10月20日に能登町議会と能登町町会区長会連合会との意見交換会が行われました。瑞穂・宮地地区より次のような意見が出ました。瑞穂・宮地地区では災害が起こった場合に住民が避難する公共施設がない。この地区はほとんどの家が危険な山を背負っている。なるべく近場で避難できる公共施設が欲しいという意見でした。

私、調べてみると、瑞穂、柿生、本木、山田、鮭尾、宮地、大田原、柏木地区においては土砂災害時の指定避難所は瑞穂公民館だけです。それぞれ近くに集会所はあるものの、土砂災害においては対象外であったり、川が近くにあったりして危険です。

これはたまたま特別な例かもしれないのでお聞きしますが、町は現時点で、指定避難所は各地区において適切に配置されていると考えているのか、お答えください。

議長（酒元法子）

大森町長。

町長（大森凡世）

町の指定避難所につきましては、災害の種類、規模によって被災地域、また避難者数というのも変わってきます。地域の避難所だけでは収容できないことが当然その場合想定されますので、隣接する地域の避難所など広域での対応を考えております。

また、地区集会所への一時避難のほか、安全な親戚、知人宅への避難、自宅等での身の安全を確保する屋内安全確保を行うことも避難の一つでございます。

町民の皆様には、日頃から避難場所やご家族との連絡体制などの確認をお願いできればというふうに思っております。

避難行動というのは、避難所に行くことだけではなくて、自分の命を守る行動であります。町といたしましては、災害が発生または発生するおそれがある場合には、空振りを恐れず、ちゅうちょなく避難指示を発令する思いでありまして、災害の状況に応じて適切な避難を呼びかけていくこととしております。避難指示等の発令があった場合、まずは安全な場所への避難をお願いしたいというふうに思っております。

町の指定避難所につきましては、原則、既設の公共施設を活用するという考えでありますので、ご理解をお願いいたします。

議長（酒元法子）

3番 馬場議員。

3番（馬場等）

自分の質問は、一応各地区において指定避難所の配置は適切にされているかという問いかけでした。適切に配置されていないところは、広域とか隣接とかそういうふうなところで避難せよということなのかもしれませんが、地区によって能登町もいろいろ、例えば宇出津地区とか松波、小木とか、病院もあつて学校もあつて商店もあつて、その地区で自立できるような地区もあります。また片や、高齢者ばかりで近くに安全な避難所となる公共施設もない、先ほどから言っているのは例えば瑞穂とか宮地とかその奥とか、ずっとそういう地区もあります。地区によって、変な言い方をすると地区で自立できるところ、できないところ、そういうのがだんだんと人口減少が多くなると地区が衰退するということになると、自助はあるとしても公助がなかなかできない。そ

ういう時期も来るかなと思います。

能登町の地域防災計画にも公共施設等総合管理計画にしても、各地区での指定避難所や避難所の適切な配置については記載は見当たりません。

そこで自分はどうかと考えて、これは自分のあくまでも考えですが、町はそういう計画において、地区が衰退し、避難所となるべき公共施設が全くなくなることを想定していないからだと思います。このまま公共施設総合管理計画・個別施設計画が進めば、その副作用として地域の衰退が加速する可能性があります。

私は、なぜこのように何度も各地区の指定避難所、避難所にこだわるのか。質問を重ねるうちに自分でやっと分かりました。それは、各地区の衰退が目に見えて進んでいるからです。10年後、20年後に地区として自立できないところが増えてきます。各地区の避難所の在り方を考えることは、各地区が持続できるかどうかを問うことになります。

もう一度お尋ねします。公共施設総合管理計画・個別施設計画では、将来の町のあるべき姿を想定しています。これはバックキャストという将来のあるべき姿から今やっていくということになっていると思います。その将来のあるべき能登町において、その計画の中において、各地区における指定避難所の在り方についてはどのように考えられているのか、お答えください。

議長（酒元法子）

大森町長。

町長（大森凡世）

従来からの繰り返しになりますけれども、町の公共施設等総合管理計画・個別施設計画というのは、20年後を見据えた公共施設等の管理に関する方針を示したものでございまして、避難所、防災を基に計画した計画書ではございません。

先ほども申しましたけれども、指定の避難所につきましては既設の公共施設を活用していくこととしておりますので、避難所を主たる目的とした新たな施設の整備は考えておりませんので、ご理解願います。

議長（酒元法子）

3番 馬場議員。

3番（馬場等）

全く同じような答えだと思います。

自分は今回、地区における衰退というのが、後で言いますけれども、自分の鵜川地区においても進んでおります。それ以上に大変なところもあります。例えば、地区防災計画、それから公共施設総合管理計画、計画は個別に単独で完結するものではないと思います。いろいろな意味合いで総合管理計画に地域防災計画、そういうのが入って行って、その中で避難所という必要性も出てくるかなと思います。

もう一度、また再考していただけるように要望します。

それでは、最後の質問に移ります。

予約制乗合タクシー事業についてです。

この質問は令和2年9月に取り上げました。主に高齢で免許を返納した方や、路線バスの便のない交通空白地帯に住んでいる方、また、バスの便があってもバス停までが遠く利用しにくい人たちなどに利用されています。

これはもちろん年齢に関係なく、誰でも登録すれば利用できます。これまで料金が距離や人数によって決まる変動制料金設定がネックとなり、なかなか利用人数が伸びませんでした。令和3年10月1日よりおかえり便が1便増え3便となりました。また、ネックだった料金体系も今年4月1日より能登町内どこから乗っても一律700円の定額制になり、使い勝手が格段によくなっています。これは町長の英断のおかげだと聞いております。

まだ改定されてから日がたっていませんが、登録人数や利用状況について変化はありますか、お答えください。

議長（酒元法子）

諸角企画財政課長。

企画財政課長（諸角勝則）

予約制乗合タクシー事業の利用状況でございますが、まず昨年10月1日より開始いたしましたおかえり便の1便増便につきましては、サービスが拡充されたことにより利用者の利便性がよくなり、好評であると聞いております。また、本年4月1日より開始いたしました1人片道700円の一律料金につきましては、反響が大きく、5月末時点の登録者数は1年前と比較いたしまして41名増の474名となっております。

利用状況につきましても、新料金となった本年4月1日から5月末までの2か月間で481名の利用があり、昨年同時期と比べましても約2倍の伸びとなっている状況でございますので、よろしく願いいたします。

議長（酒元法子）

3番 馬場議員。

3番（馬場等）

ありがとうございます。利便性が増したということで、それが登録、それと利用人数にちゃんと出てきております。

それで、前からちよっと思っていたことを一つ。予約制乗合タクシー事業の実質的な受付業務は、公立宇出津総合病院内の院外処方せん相談コーナーの2人が本業のほかに行っていると聞きました。利用人数は、おかえり便が1便増えたように、おかえり便のほうがおでかけ便よりも約5割多いとのことでした。これは1便増える前からですね。ごめんなさい。

おかえり便は受付業務が大変で、時間どおりに宇出津病院に乘る人がちゃんとしているか、帰ってきているか、その確認作業が大変だと聞いております。

そこで、利用人数が増えることはよいことですが、受付業務が忙しくなると本業に影響すると思います。そのときは、以前聞いた話では役場から1人の専任者が必要だとも聞いております。

現在、おかえり便の乗り場は宇出津病院だけです。おでかけ便は4つあるんですけれども、おかえり便の乗り場は宇出津病院だけなんです。おでかけ便の9割以上は到着するのは要するに病院の用事で乗る人が9割以上だということで、おかえり便が宇出津病院だけとなっておるのかなとも思います。そこで、今まで以上におかえり便の人数が増えてくると、宇出津病院だけでは大変かなと思います。

そこで提案です。おでかけ便の到着場所となっている能登町役場をおかえり便の乗り場として追加し、おかえり便乗り場を宇出津病院と能登町役場の2か所にするのを提案いたします。病院での受付業務の軽減にもなり、また能登町役場は利用者にとってはコンセールやタクシー乗り場、バス待合室も近くにあり、利便性が増します。おかえり便乗り場として能登町役場を追加することはできませんか、お答えください。

議長（酒元法子）

大森町長。

町長（大森凡世）

ご質問にもありましたとおり、受付業務というのは、おかえり便、唯一の乗り場となっております宇出津総合病院の処方せん窓口で現在行っております。

受付業務につきましては、処方せん窓口と定期的に情報交換をいたしまして、業務の状況等を把握し、その都度問題解決を図っておるという状況であります。

4月からの利用者増によります窓口の混乱というのは今のところないというふうに聞いておるところであります。

そして乗降場所につきましては、おでかけ便を含め、さらなる利便性の向上に向けて、利用者のアンケート調査等を行いまして町の地域公共交通協議会及び関係者と協議、検討してまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

議長（酒元法子）

3番 馬場議員。

3番（馬場等）

町独自で決められるものじゃない。協議会で諮って決められるということなので、一応要望として、これから利用人数が増えていくという、そういう可能性が、これは大事にしたいと思えますし、少しでもうまく回るようにお願いし、新たなおかえり便の場所を能登町役場をお願いいたします。

もう一つは、能登町における公共交通政策の強みは、予約制乗合タクシー事業ができるタクシー事業者がいることだと思えます。しかしながら、タクシー事業者は運転手の確保、燃料代の値上がり、そしてコロナ禍により経営がさらに難しくなっています。また、路線バスは幹線を除き不振路線の撤退も止まりません。予約制乗合タクシー事業を町民のためにもタクシー事業者のためにも成功させなければなりません。

そのためには、予約制乗合タクシー事業の周知徹底が必要です。自宅まで送り迎えしてくれる。能登町内ならどこから乗っても700円。小学生以下なら保護者が同伴していれば無料で、保護者だけの料金です。また往復でなくても、片道だけでも使えるなど、メリットなどもたくさんあります。

町は、事業内容を詳しく「広報のと」で特集を組むなどして周知徹底を図るべきだと思います。町の考えをお聞かせください。

議長（酒元法子）

諸角企画財政課長。

企画財政課長（諸角勝則）

周知活動につきましては、昨年10月の「広報のと」におかえり便の増便、そして本年4月の「広報のと」に利用料金改定の記事を掲載いたしております。

それに加えて、社会福祉協議会や珠洲警察署能登庁舎、役場支所窓口に予約制乗合タクシーの案内チラシを設置いたしております。

また、老人クラブ連合会や町会区長会連合会の総会などに出向き、事業の説明やチラシ配布を行いPRに努めているところでございます。

そのほかタクシーの車内に案内カードの掲示、配布を行っておりますので、ご理解のほうよろしくお願いたします。

議長（酒元法子）

3番 馬場議員。

3番（馬場等）

ありがとうございます。能登町の強みであるタクシー事業者が4社あったんですけれども、1社辞めたということで、あと3社になりました。できるだけ事業者も、そして町民も使い勝手がいいというか、公共交通の要ともなると思っています。ぜひ周知徹底のほどよろしくお願いたします。

町としても努力しておられるということは今聞きました。さらにひとつよろしくお願いたします。

時間もあれなんですけど、最後に一言だけ。

ちょっと今回の質問の中にも触れたように、私の住んでいる鶴川地区においても地区の衰退は止まりません。人口も1,000人を割ってしまい、大分前から病院や診療所もなく、食料品を売る店も1軒だけとなりました。高齢者の独り暮らしの世帯も増えています。

それでもまだ小学校があり、保育所があり、公民館や支所もあります。まだほかに比べて恵まれているかもしれません。ただ、このままの状態では鶴川地区は衰退していく一方です。

何とかしなければと、今年3月に区長会、婦人会、青年団、老人会、消防団、交通防犯委員会、保育所保護者会、小中学校PTA、そして事業者などの代表がメンバーとなり、鶴川地区地域づくり検討協議会を立ち上げました。これまでに7回の会議を重ねています。将来の鶴川地区を見据えた課題を出し合い、その一つ一つの課題を協議して地域づくり計画を作成する予定です。地域でできること、行政にお願いしなければならないことなど、しっかりと見極め、みんなが自分ごととして話し合っています。

年内に鶴川地区地域づくり計画が完成したならば、町へも提出する予定です。その節はよろしくお願いたします。

以上で質問を終わります。

議長（酒元法子）

それでは次に、1番 吉田議員。

1 番 (吉田義法)

おはようございます。質問に入る前に、少しだけ話をさせていただきます。

先日、6月11日の大安、小木港より7隻の中型イカ釣り船が大漁旗を掲げて日本海に向け出発しました。たくさんの方が紙テープを持ち、行ってらっしゃい、頑張ると見送っていました。

小木港を出た船、実はすぐに日本海には向かわず、まず隣の入り江に入ります。陸に向かって船首を向けたその先は、海岸近くの小高い丘に祭られた恵比寿神社です。航海の安全と大漁を願い、船上から乗組員が代わる代わる恵比寿神社に向かい参拝します。それから日本海に向かうのです。

堤防から手を振る家族に笑顔で応える乗組員。汽笛を高々と鳴らし、大海原へ向かいます。丘で見送る家族や仲間の気持ち、家族を残して漁に出る乗組員の気持ち、どちらにとっても心配で、寂しく、つらいことであろうと察します。

恵比寿神社へも行ってきました。すると神職の方が一隻一隻見送られていました。しばらくすると乗組員のご家族と思われる方がお参りにこられました。

出航すると一月以上は戻りません。最近では違法操業の外国漁船に加え、北朝鮮のミサイル、そしてロシア海域での入漁停止、不安材料が多く、関係者の方々にとっては心配事が尽きないことだと思います。ただただ無事に帰ってきてほしい。そして大漁であってほしいと心より願わずにはいられません。

それでは、通告のとおり2点質問をいたします。

最初に、副町長の人事について質問します。

副町長については、4月の会議で選任案が賛成多数で可決され、田代副町長が誕生しました。今年で町村合併が行われ能登町となり18年目となりますが、そのほとんどの期間、副町長や教育長の職を町職員が定年退職後、務めてきました。教育長職においては、昨年4月、学校長経験者である方が教育長に就任され、新しい教育の風を吹き込んでいただけると期待しております。

副町長人事においても、大森町長が誕生し、体制が変わることを期待していました。私は、町職員の方が副町長に就くことを否定しているのではなく、長く慣例のように代わる代わる町職員の方がその職に就くことを好ましくないと考えています。

この18年間には、今でも決してよくはありませんが、大変な財政難の時期がありました。第二の夕張かと言われたような時期もありました。その頃は町職員の早期退職も進めていました。そんな中でも町職員を副町長や教育長の職に就かせ、退職年齢よりもずっと長く務めさせてきました。

歴代の副町長や教育長の職に就かれた方を批判しているわけではありません。もちろん田代副町長についても同じで、個人の人格や能力を否定するものでは

なく、この体制に異を唱える意味で、4月の会議の副町長人事案件については反対をいたしました。町職員を選任するのであれば、せめて任期が再任用年齢相当の63歳、64歳程度で収まるよう配慮していただきたいかったと、そのように思っております。

大森町長は、町職員時代の副町長、教育長人事をどのように見ていましたか。その人事に対する世間の声を感じたことがありましたか。また、自らが町長となり、副町長となる人材を県から派遣してもらおう考えはありませんでしたか。お答えください。

議長（酒元法子）

大森町長。

町長（大森凡世）

職員時代ということでもありますけれども、副町長、教育長の人事案件というのは、町長の思いの下、議会の同意を得てのことでもありますので、特にありませんし、世間の声も聞いたこともありません。そして、県からの派遣というのも私の中では考えはありませんでした。

以上でございます。

議長（酒元法子）

1番 吉田議員。

1番（吉田義法）

予想どおりの回答でありますけれども、世間の声を聞いたこともない、感じたこともない。

私が議員になる前から、副町長や教育長の人事について、私と同じような意見を持った町民の方がいることを知っています。私は、こういう意見を何度も聞いたことがあります。これが町民の声であります。

また、副町長人事で県からの派遣と申し上げましたが、県に限らず民間など能登町を外から見ることのできる優秀な人材が必要だと考えます。考え方が同じ者とは仕事がしやすいかもしれませんが、違う考えを持った者の意見は大事であります。

では、町長が考える副町長像は。そして、田代副町長に望むこと、期待していることは何でしょうか。

議長（酒元法子）

大森町長。

町長（大森凡世）

田代副町長におきましては、町政の発展のために、私のアクセル役、時にはブレーキ役として私を支えていただきまして、また、職員のよき相談役としてご活躍をいただきたいというふうに思っております。

また、田代さんにおかれましては、昔からそうでありますけれども、枠にとられない新しく柔軟な発想や行動力がございます。これからもどんどんいろんなアイデアを出していただくことを期待しております。

ご理解願います。

議長（酒元法子）

1 番 吉田議員。

1 番（吉田義法）

田代副町長は、町職員を退職されてから町参事や再任用職員として初めて課長職に残るなど、能登町として初めての事例を幾つか体験されています。優秀な人材であるため、求められ、そして残されてきたのだらうと思います。

そんな田代副町長にも同じ質問をします。町職員時代の副町長、教育長人事をどのように見ていましたか。また、職員時代にやり残したことはありますか。実際に副町長に就任し、そのことについて世間の声を感じますか。最後に、副町長としての抱負、所信を聞かせてください。

議長（酒元法子）

田代副町長。

副町長（田代信夫）

このたび、議会のご同意を賜り、本年4月27日から副町長として就任をし、1か月余りが経過したところです。今、その職責の重さに改めて身の引き締まる思いをしております。

それでは、吉田議員の幾つかの質問にお答えをいたします。

まず町職員時代に副町長、教育長人事についてですが、先ほど町長の答弁のありましたように、同じ思いであります。

職員時代にやり残したことにつきましては、特にございませぬ。

また、世間の声についてですが、副町長就任以来、職員時代からお付き合いをさせていただいた方々や知人、友人からは、能登町のために頑張ってもらいたい

と激励の言葉や声をかけていただきましたので、ご期待に応えられるよう誠心誠意努める所存であります。

副町長としての抱負、所信についてですが、これまでの行政経験を生かし、町長が取り組まれるまちづくりの推進に貢献できるよう努めてまいりたいと考えています。

副町長の役割は、町長を補佐し、町長の命を受けて政策と企画をつかさどり、町職員の事務を監督することとされています。この役割をしっかりと果たし、まずは町長が進める当町の重点課題の取組を補佐し、新型コロナウイルス対応をはじめ、第1次産業の振興、福祉の充実、公共施設等総合管理計画の推進に取り組むとともに、交流人口の拡大、関係人口の創出、定住人口の増大、関係機関と連携し、多くの方々が能登町を知り、訪れ、良好な関係を築き、ひいては定住につながるよう様々な取組を推進してまいります。

また、これからの4年間を通してですが、行政のデジタル化が必要と考えています。国、県では、誰もが便利で快適に暮らせる社会を目指すためデジタル化を加速しております。当町におきましてもデジタル環境の整備に取り組みまして、町民の利便性の向上と業務の効率化、円滑化を図り、利用者に優しい行政サービスを実現させたいと思っております。そのために、職員にはデジタル化の必要性を共通理解し、研修等を通じてデジタル人材の育成が必要と考えております。

また、職員に関しましては、私が初登庁時の挨拶で、町民や来客者に対し笑顔で接してほしい。笑顔はゼロ円。能登町職員。笑うことにお金はかからない。明るく笑顔で仕事を頑張ってもらいたいと申し上げました。元気で笑顔あふれる町にしていくためには、まず私も含めて職員が率先して実行するべきと考えております。

また、多様性、多様化が求められる昨今、一つの部署で収束できない案件も多くありますので、各部署を横断しなければならない事業等について率先して指揮を執りながら職員との信頼関係を構築し、組織力をもって取り組みたいと考えております。

地区住民との対話について、このことについて町長とも協議をいたしまして、私が不定期ではありますが内浦、柳田各総合支所に出向き、町民の声に耳を傾け、接点を持つこととしました。このことは先月から実行していますが、継続してまいりたいと考えています。

今後とも住みよい町、地域の実現に向けて、これまで同様、町民の皆様や議員の皆様からのご指導とご協力を賜りますようお願いを申し上げまして、答弁とさせていただきます。

議長（酒元法子）

1 番 吉田議員。

1 番（吉田義法）

田代副町長のお話を聞きまして、職員には笑顔であってほしい、挨拶もしつかりと。いいですね。難しい問題は、すぐ解決できないかも分かりませんが、笑顔や挨拶は今すぐからでもできますよね。苦手な方もおいでるかも分かりませんが、役場はそうでなければなりません。

そして各支所を回られると。そして町民の声を聞かれると。大変いいですね。続けて行ってほしいと思います。

田代副町長には、私が中学生の頃より社会人になってからも、バスケットボールという一つのスポーツを通してお世話になった方であります。町職員としての能力も優れており、尊敬しておりました。そんな方にこのような質問を本当はしたくありませんでしたが、立場上やはり思ったこと、気づいたことはしっかりと伝えなければなりません。田代副町長におかれましては、これまでの経験と知識を余すことなく町民のために力を尽くしていただきたいと思います。

副町長の役目は、先ほど田代副町長も申されましたが、町長を補佐すること。これは全て町長に従うということではないというふうに思っております。自分の考えを持ち、言わなければならないことはしっかり進言してください。規定では、副町長を置くことができると定められているはずですが、置かなければならないと定められていません。イエスマンではいけません。それでは、いる意味がありません。この任期で田代副町長がいたからこそなし遂げることができたというような、ぜひ功績を上げていただきたいと望みます。

次の質問に移ります。

旧役場跡地の利用計画について質問します。

旧役場は、能都町、そして能登町と行政の中心を担ってきました。そして、跡地前のいやさか広場は石川県の無形民俗文化財に指定されているあばれ祭の大たいまつがともされる場所でもあります。特に宇出津地区の方にとって、旧役場跡地周辺はシンボリックな場所で、今後の利活用についてはとても関心があり、期待されているのではないかと考えます。

現在計画にあるイベント広場とした理由は何でしょうか。跡地利活用検討委員会の答申では、複数の選択肢があったはずですが、それらについても熟考されましたか、お答えください。

議長（酒元法子）

大森町長。

町長（大森凡世）

役場跡地利活用につきましては、利活用検討委員会によりまして平成30年7月31日から4回の会議を重ねまして、平成31年3月11日に答申をいただいております。

その基本方針として、1つ目に、人々が集まり交流できる場所とする。2つ目に、人々が安心して憩える場所とする。3つ目に、町の振興に資する場所とする。この3つが示されております。

そして具体的な利活用の選択肢といたしまして、委員会では様々なご意見が出たというふうに伺っておりますが、最終的に建物を建てない場合と建物を建てる場合の2案が示されたわけでありまして。建物を建てない場合は公園、広場整備が望ましく、トイレは不可欠であり、休憩スペースやイベント開催にも活用可能な常設テント、ベンチ等、創意工夫を凝らした施設の整備を求めるとのことでした。また建物を建てる場合には、津波避難の場や祭りの観覧、展望の場としての活用に併用できることが望ましいとの意見であり、その具体的な用途に関しては示されておられません。

このことから、町では整備に係る初期投資、またその後の維持管理費等を鑑みまして、皆様が憩いの場として幅広い方が利用できて、そしてさらに天候に左右されずに様々なイベントも開催できる全天候型の広場整備というのを行うことといたしまして、まず最初に計画を皆さんにお示ししたわけでございます。その後、展望デッキはやめて大屋根にするということもございますけれども、そういうことなのでご理解を願います。

なお、既存のベイエリアポケットパークのトイレにつきましては、設置後27年が経過しておりまして老朽化も著しいことから、広場整備完了後の令和6年度に解体を行う予定としておるということでございますので、よろしく願いいたします。

議長（酒元法子）

1番 吉田議員。

1番（吉田義法）

イベントが開催できる広場を計画しているのは、それがよいか悪いかは別としまして、整備にかかる初期投資や維持管理費等をできるだけ抑えたいと。その考え方は非常にいいかなと。正しいと思います。

答申では、公民連携による整備、利活用も視野に入るとあります。

利活用検討委員会で、委員の方の中でホテル建設案を示された方がいたかと

思います。そのホテルは企業側が建設し経営も行う。町には土地の賃借料を支払うというものだったと思います。このホテルは、当町に不足している1人用や2人用を主にした宿泊施設で、2階のいやさか広場側には宿泊客だけではなく誰でも利用が可能な見晴らしがよいおしゃれなカフェがあり、そして津波の緊急避難場所としても活用できるものであったと記憶しております。

完成イメージ図も見た記憶がありますので、実際にやってみようというような企業があったのではないのでしょうか。私は、この案を聞いたときに、率直によい案だなというふうに思いました。検討委員会では、公募から出た案ではなかったため、あまりよい評価ではなかったようです。

私は、このホテル案を推し進めるわけではありませんが、企画のプロ、企業を対象に公募し、有益な利活用法を探るのも一つの方策ではないかと考えます。町の見解、いかがでしょうか。

議長（酒元法子）

大森町長。

町長（大森凡世）

広場の整備につきましては、高い公益性、公共性を伴うことから町が事業主体となり進めることとしております。そして4年度の当初にも予算づけをしております。今この話をぶり返されても後戻りはできません。

そして、この整備後の利活用につきましては、地域住民の交流、憩いの場としての日々の利用、また、いやさか広場と一体とした各種イベント、物販、展示会等の会場としての利用等、非常に広い用途が想定されております。このことから広場の利活用につきましては、町内外を問わず広く情報を発信して、官民間問わず多くの方にご利用していただける施設整備に取り組んでまいり所存でございますので、ご理解をお願いいたします。

議長（酒元法子）

1番 吉田議員。

1番（吉田義法）

もうほかに変える気はないと、これで行きますということであります。長年町役場があった場所ですから、公益性、公共性を伴うことは理解できます。

では、イベント広場の整備にかかる総予算額を示していただきたいと思いません。

また、この広場の利用計画について、何度か伺ったことがあります。主な

ものとしては、あばれ祭や寒ぶりまつりの2つしか聞いたことがありません。検討委員会が示した3つの基本方針のうち、そのうちの一つ、人々が集まり交流できる場所とする。もう一つ、人々が安心して憩える場所とするとあります。これは年に2回だけではなく、年間通して常に交流や憩える場所であることを指しています。しっかりした施設の利用計画が示されていないため費用対効果が予測できません。新規の施設整備を行う際は、費用対効果が大きく得られる計画であるべきだと考えます。お答えください。

議長（酒元法子）

山下ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長（山下栄治）

それでは、ご答弁させていただきます。

役場跡地の広場整備事業は、令和4年度と5年度の2か年にかけて実施予定でございます。そして現時点での2か年の予算額ではございますが、おおむね2億円と見込んでおります。

続いて施設の利用計画についてです。こちらは年間利用者数を2万6,000人と見込んでおります。内訳は、大きな祭事やイベント利用として、あばれ祭で約7,000人、寒ぶりまつりで約8,000人を見込んでおります。また、小規模な各種イベントや物販、展示会等の催事利用として年10回の開催を想定しております。その際の利用人数を約2,000人を見込んでおります。その他、憩いの場や公園施設としての日々の利用者を約9,000人と見込んでおります。

今回の広場整備ですが、こちらは大屋根を併設した全天候型の施設となることから、利用者満足度の向上や観光誘客に必ずやつながるものと考えております。今後も既存の祭事やイベントなどにとらわれることなく、新たな利活用についてその立案に努め、いやさか広場を含めたこのエリアの持てるポテンシャルが最大限に発揮できるよう取り組んでまいりますので、ご理解願います。

議長（酒元法子）

1番 吉田議員。

1番（吉田義法）

私の全ての質問が終わり、答弁をいただきました。これを聞いて、旧役場跡地の利活用について少しだけ私の考えを述べさせていただきます。

土地の利用の仕方は、自然災害により変換することがありました。例えば、

大雨など川の流れる場所が変われば田畑の場所が変わります。居住地も変わります。現代では護岸工事が進んでいますので、そのようなことはほぼ起こりませんが、時とともに町は変わります。

能登町においても役場が移転しました。町の中心が変わったのです。いつまでも同じ場所にこだわらず、その時代に合ったまちづくりをしなければなりません。

跡地利用について、アンケート調査を行った結果、広い年代で公園や広場を含む回答が多く寄せられたようで、それに応えてイベントが開催できる広場を計画したのではないかと思います。町民の皆さんが望んでいる公園や広場とは、このイベントができる広場では少し違うように思います。町民の皆さんが望んでいたのは、家族や仲間、もちろん一人でも、のんびりとゆっくり過ごせる広場なのではないでしょうか。整備する際には、そのことについても考慮して進めていただきたいと思います。

利用計画の中には、あばれ祭が入っております。祭りは、この計画がある広場がなくても開催されております。また、寒ぶりまつりは頻繁に会場が変わっております。この場所で定着できるのか。もし開催するにしても、冬場にこの場所が適しているのか疑問です。

地元住民に利用促進する。そして使ってもらう。それは大変いいことだというふうに思いますが、住民が望んだものと少し違います。住民が企画してイベント利用として、それほど利用が見込めるものではないような気がします。

5年後、10年後、ほとんど使われず、イベント用常設テントが寂しくたたずんでいる姿は見たくありません。計画では総額約2億円見込んでいるということですが、人頼りではなく、既存のイベントに頼らず、せつかく2億円もかけるのですから、町も自ら企画して、できるだけ使っていただくということが必要だと思います。

以上で一般質問を終わります。

議長（酒元法子）

以上で、1番 吉田議員の一般質問を終わります。

休 憩

議長（酒元法子）

ここでしばらく休憩いたします。再開は午前11時25分からといたします。よろしく願いいたします。（午前11時15分）

再 開

議長（酒元法子）

それでは再開いたします。（午前11時25分再開）

7番 市濱議員。

7番（市濱等）

一般質問をさせていただきます。

最初に、人間の習性というか動物の感覚というか、自分の主張が受け入れられなければ暴挙に出る。これは歴史を見ても60年、暦は返る、還暦を迎えるといいますが、繰り返して、また兵器、武器は違っても性懲りもなく同じことを繰り返しております。

ロシアによるウクライナ侵攻、中国と台湾の海峡、米韓軍事演習等、世界情勢が混沌とする中、大きな物事にならなければと案じつつ、日々の事象、現象をマスコミの報道に耳を傾け、目を凝らして見ております。世界は目まぐるしく動いております。

近くに関係することをお話しさせていただきますと、先ほども吉田議員が申しましたが、ロシアとの漁業交渉が一方的に破棄され、現状で失業していくイカ釣りセンター。先日、11日お昼頃、船団が我が家の前を旗棒だけをなびかせて静かに出航していきました。思わず両手を挙げて手を振りました。いろいろなものが頭の中をよぎり、これまでにこんな気持ちになったことがありません。安全な操業を祈るばかりであります。

それでは、本日、私は県道35号線の諸課題、防災組織の高揚策、この2点について現状の把握、当局の考えをお聞きしたいと思います。

初めに、まだ北陸地方は梅雨入りしたとは私の耳には入っていませんが、降雨による土砂災害警戒時期に入ってまいりました。また、能登地方に地震が頻発しています。

そこで、県道35号線、特に真脇一羽根間について、山が海の稜線に迫っている地域について、土砂災害の発生が懸念されると私が思う箇所について、最近の山の現状等、調査の実態はあるか、お聞きをしたいと思います。

特に真脇天狗山周辺は20年、30年前は頻繁に崩落をしておりましたが、対策工事等施工され現在は安定しているかに見えますが、この山の調査は実施しているか。されているか。実施していれば調査の状況を詳しくお聞きしたい。なければ、なぜ実施しないのかお聞きをしたいと思います。

また、小浦・羽根地区下水処理場から小浦地区の八王子神社の急傾斜地、こも大きな雨のときは滝のようになって旧道に水が流れ落ちております。真冬

ともなると滝が凍って、いつ崩落しても不思議ではない状況と私は思います。

もう一つ、海岸線の千畳敷から自動車道路までの高さは優に20メートルはあると思いますが、上部の割れ目はつい最近舗装工事で消えておりますが、崖の状態、周辺の点検実績はあるか、できているか、お聞きしたいと思います。

ここまで答弁をお願いします。

議長（酒元法子）

兄後建設水道課長。

建設水道課長（兄後修一）

県道35号線、主要地方道能都内浦線であります。この線は、宇出津地区と松波地区を海岸線で結ぶ重要な幹線道路であります。管理者である石川県は、県の道路上の危険箇所や整備が急がれる箇所について日常的にパトロールを実施しているとともに、定期的な点検、道路防災点検を実施していると伺っております。対策が必要な箇所につきましては順次補修していると伺っておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

議長（酒元法子）

7番 市濱議員。

7番（市濱等）

巡回の点検はしておいでになるということであります。

私はなぜかと申しますと、平成17年の12月議会において、この千畳敷の真脇側が度々崩落し、大変危険な状態で、私が質問いたしまして、現地をしたとき感じたことをお話しさせていただいております。当時から私の見た目、大変不安定だと感じておりましたが、今の答弁内容では、やはり点検、目視だけというふうな答弁であったかなというふうに思っております。残念ですね。できたらドローンなどを利用して、ぜひ今後実行していただけるように県にお願いをしていただきたいなというふうに思います。

次に、35号線交通危険箇所の拡幅工事等進捗状況をお伺いしたいと思います。

真脇トンネルの真脇側、真脇市街地方面の道路工事進捗状況をお聞きしたいと思います。地域住民は、現状がどうなのか、今後どのように進むのか皆目見当が付きません。ただ見守る、こんな現状であります。どういった現状なのか知るのも大切ではないか。県が計画されている最善の計画ではあるとは思いますが、ルートを変えるなり手だてはあろうかと思いますが、早く完成を見た

いものであります。

また、小浦八王子神社周辺道路、羽根漁港周辺改修はいつ頃進捗するのか。道路改修建設工事は時間のかかる仕事であります。もっと県に要望を強くして進捗を図るべきではないか。町長に要望したいと思います。

また、真脇天狗山下の道路は、私など少し工事に関係したことのある人間にとって、雨が降っているときなどは危険を感じて通りたくないなというふうな道であります。条件が整わなければ拡幅工事はできないのかもしれませんが、海岸、海のほうに道路を拡幅して危険を和らげる。こんなことも必要ではないかなというふうにお聞きをしたいと思います。

また、盛りだくさんですが、つくモール周辺道路の拡幅は観光上、待ったなしだと考えます。現在、つくモールには遠くからマイカー、ライダーなど多く観光客が訪れております。この流れを大切にするためにも道路事情を早急に改善すべきだと考えます。どうか尽力をお願いしたいなと思います。

誰が言ったか分かりませんが、まことしやかにささやかれていることがあります。1路線に工事箇所は1か所だから、ほかの工事は進捗しないんだよと、こんな話が聞こえてきます。この35号線、集中して工事を実施していただきたい。特につくモール周辺は今が旬であります。努力していただきたいなと。私達も全面的に、一生懸命努力させていただきたい、このように思っております。

また話は変わりますが、田の浦地内の工事道路はなぜ幅員が違うのか、なぜこういうことになっているのかもお聞きしたいなと。

以上、盛りだくさんですが回答を聞きたいと思います。

もう一つ、町長は就任されて満1年を経過されましたが、この道路工事事情について地権者と膝を交えて話をされたことがあるかも知りたいと思います。

よろしく願いいたします。

議長（酒元法子）

兄後建設水道課長。

建設水道課長（兄後修一）

それでは、県が現在実施中の箇所2点について、まずお答えをさせていただきます。

田ノ浦から羽根、真脇にかけての区間というのは、気象条件によって度々越波の被害を受けるということで、通行止めを余儀なくされるのがこれまで多々ありました。石川県では、平成29年度から越波対策ということで護岸の

整備、それと消波ブロックの設置を実施しております。現在、羽根地内で工事を進めております。引き続き対策が必要な箇所の工事をしていただきますよう県に対して要望してまいります。

また、真脇トンネルから真脇市街地までの区間につきましては、引き続き用地交渉を進めているところであると伺っておりますので、ご理解のほどよろしくをお願いいたします。

このほか市濱議員からは、県道の危険箇所や整備が急がれる箇所について数々の質問を受けましたが、対策が必要であると認められた場合は管理者である石川県に対して事業化に向けて働きかけてまいりたいと思いますので、よろしくをお願いしたいと思います。

議長（酒元法子）

7番 市濱議員。

7番（市濱等）

この道路はなかなか進捗しませんが、何かいい手だてがないかなというふうには感じております。恐れ多いことではありますが、国民とともにある皇室の皇嗣様にでもフグの養殖の成功事例などをご案内いただくためにも、完成した道路を通っていただきたいなど。行幸していただきたいなどというふうを考えております。

それでは、次の質問に移ります。

次に、真脇トンネル真脇側の地滑りについてお聞きしたいと思います。

能登地方の地震が頻繁に発生しております。トンネル出口の当初の工事計画でのロータリー工事においても地滑り対策工事が実施されておりますが、今回のトンネル施工においても立木が倒れるほど滑っております。

また、県道小木時長線拡幅工事においても、小木方面から200から300メートル付近で地滑りが発生し工事の遅延が見られました。トンネルの出口周辺の地盤は大変脆弱のようにかがえます。十分な対策工事が必要と考えておりますが、対策は十分かお聞きをしたいと思います。

議長（酒元法子）

兄後建設水道課長。

建設水道課長（兄後修一）

真脇トンネル付近の地滑り対策事業というご質問です。

この件につきましては、昨年度までに対策が完了したと伺っております。対

策が必要であると認められる箇所については、県に事業化に向けて働きかけてまいりたいと思いますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

議長（酒元法子）

7番 市濱議員。

7番（市濱等）

課長は今の現状で工事が完了したというふうにおっしゃっておいでになりますが、我々から見ると、我々一般的な人間から見ますと、完成したのかなという疑問を感じる点があります。それはなぜかといいますと、倒れた立木がそのまま倒れておる現状が道路からでもうかがえます。表土にも何も対策がされていないなというふうに見えます。

トンネルに向かって真脇側から右側を見ますと、アンカーを打った、しっかりした山どめとか、そういう工事がされておりますが、今のは水抜きだけ終わったのかなというふうに思われます。どうか完成したと言われますが、できるだけ環境を見られて、いい状態にさせていただきたいなというふうに思います。

この周辺は、過去に遺跡ができるほど山が動いた場所でありますので、十分注意をしていただきたいなというふうに考えます。よろしく願いいたします。

次に、防災意識の高揚策はということでお尋ねをしたいと思います。

その前に、通告において私が能登地震という表現で通告しておりますが、これを能登地方に頻繁に発生している地震ということで訂正をお願いしたいと思います。行いたいと思います。

一昨年の夏頃から、特に今年に入って、小さな揺れも含めて75回以上も揺れております。発生をしております。頻繁に発生しているこの地震について、専門家は大きな地震に注意を促しております。大きな地震の予兆と捉えておるようであります。

まず、能登町がこの頻繁に発生している地震に対して、町民に何をどう指導啓発するか伺いたい。四六時中とは言わないまでも地震災害についての啓発が重要であると私は思っております。特に高齢者に対する思いやりのある指導は何かもお聞きをしたい。

また、自然災害についての意識高揚策として、防災訓練とともに教育委員会等とも連動して、能登町子ども防災作文コンクールなどで子供たちにも意識の高揚を図る考えはないか。このことを提案したいと思います。ほかにはすばらしいものがあれば示していただきたいなと思います。答弁をお願いします。

議長（酒元法子）

大森町長。

町長（大森凡世）

議員のご指摘のとおり、能登地方の地震活動というのは令和2年12月から活発化しておりまして、令和3年7月頃からさらに活発化しております。これまでの最大規模の地震というのは令和3年9月16日のマグニチュード5.1、珠洲市で震度5弱、当町でも震度4を観測いたしました。そのときは災害対策本部を設置して被害状況等の把握に努めました。

この地震活動におきましては現在も継続中でありまして、5月における震度1以上の地震というのは15回、それから6月に入りましても現在で9回観測しているという状況でございます。

そして金沢地方気象台によりますと、この地震活動というのは当分続くと考えられることから、地震への備えというのが必須でありまして、また、これまでの地震活動によって地盤が緩みやすくなっており、通常よりも土砂災害というのが発生しやすい可能性があるため注意が必要であることなどの報告を受けております。

町といたしましても、議員がおっしゃられたとおり、特に地震への備えに対する啓発活動というのは非常に大切であるというふうに思っておりますし、現在、広報5月号においても地震への備えに対するの記事を掲載し、周知を図っているところでございます。

また、本年度の防災に関する出前講座の申込みも既に4件ございまして、関心が高まっているものと感じているところであります。

そして高齢者に対する指導策でありますけれども、出前講座等で直接呼びかけることが最も効果が高いというふうに考えております。ぜひグループで申し込みをしていただければというふうに思いますし、私自身も様々な機会を通して、地震等土砂災害に対する呼びかけというのを、警戒してほしいという呼びかけをしていきたいというふうに思っております。

今後とも広報や出前講座、また有線放送を通して啓発を図っていきますので、ご理解をお願いしたいと思います。

そして、子供たちへの啓発策といたしまして作文コンクールの実施というご意見につきましては、石川県におきまして毎年、小中学生を対象に防災ポスターコンクールを実施しておりますし、地区の防災士会の中には、地域住民を対象として防災標語を募集し、防災の啓発に活用するなどの活動を行っているところもありますので、新たに町として作文等のコンクールを行うという予定は現在ございませんので、よろしく願いいたします。

議長（酒元法子）

7番 市濱議員。

7番（市濱等）

極度に恐れることはございませんが、しかし、しっかり想定される対応は十分なことにこしたことはないというふうに思います。町民の皆さんに今話されたことをしっかりと発信していただきたいなというふうに思います。

次に、自主防災組織、組織の結成がままならない。組織率が上がらない。私はそういうふうに見ておりますが、現在、町には56町内の組織ができております。この組織構成の要項は町内会を最小単位としておりますが、この最小単位を1組織10軒組程度になるよう最小化を図ればどうかというふうに私は考えます。向こう三軒両隣、昭和の大戦中ですか、町内会は最大の10軒組で組織されておりました。

自然災害と闘う今、ウクライナの現状を見ていますと、人材も自然災害も今の生活が破壊されること。この現実を克服するにはどう闘うと表現するのが適当ではないかと感じております。

結束力のある小さな隣近所が力を合わせて災害と闘う。自助はもとより共助、公助がありますが、何といたっても頼りになるのはご近所、隣近所であります。小さな組織だとご近所の環境がよく見えます。また、小さな組織だと役員さんの負担も少なくて済みます。お互いの生活に深入りすることなく、ご近助の力を最大に発揮する組織づくり。組織は最小で効果は最大にというふうに私は考えます。これは人口減少、少子・高齢化に対しても、独り暮らしの見える化、安心な生活の場としても有効ではないかなと、このように考えます。

このことについても答弁をお願いしたいと思います。

議長（酒元法子）

大森町長。

町長（大森凡世）

自主防災組織と申しますのは、自分たちの地域は自分たちで守るという自覚と連帯感に基づきまして自主的に結成する組織でございます。災害被害を軽減するための自助、共助、公助におけます共助の中核を担うものであります。

町におけます自主防災組織でございますが、議員さんもおっしゃられたとおり、現在、規約等を定めている組織というのが56組織ございます。令和元年度、2年度と新たに4組織ずつ結成されております。令和3年度はつきましては新たな結成された組織はございませんでした。

町では、自主防災組織の結成と活動を支援するため、町の自主防災組織育成事業補助金交付要綱というのを定めておきまして、資機材等の整備費や活動費に対して補助を行っておるところであります。

この要綱における補助対象といいますのは、1町内会等を最小単位といたしまして構成される自主防災組織となっております。この最小単位を10軒程度にすればどうかという御意見でございますけれども、町では、自主防災組織の最適な規模というのは、住民が連帯感を持って地域の防災活動を効果的に行える程度の規模であることや、地理的な状況、生活環境などから、住民の日常生活上の範囲が一体性を有する規模であるというふうに考えております。

10軒程度であります。避難誘導や安否確認に限れば非常に有効であるというふうに思いますけれども、組織というのは様々な役割を分担する組織でございます。その活動を行うためには現在の町内会単位を最小とすることがよいというふうに考えております。

防災組織におきまして避難訓練等を重ねていく中で、近所の力を最大限発揮する体制が構築されるというふうに思っておりますので、継続的な訓練というのが非常に大切であるというふうに考えております。

また、役員さんの負担につきましては、組織の大小にかかわらず一定の負担があるというふうに思います。組織の結成や活動にはリーダーの育成が重要でありまして、また、災害時におきましては消火、避難誘導など複数の活動を並行して行うことから、リーダーというのは各地区に1人ではなく複数人いることが必要であると考えます。そのため、自主防災組織の中心となる防災士の育成について、今後も引き続き推進をしていきたいと思っておりますし、また、防災には女性の視点を積極的に取り入れることも必要と思っておりますので、女性の防災士育成についても取り入れていきたいというふうに考えております。

また、町会区長会や防災関連の出前講座等におきまして、引き続き自主防災組織の結成のお願いをしていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいというふうに思います。

議長（酒元法子）

7番 市濱議員。

7番（市濱等）

残念だが小さくならないと。こういう形で一生懸命に組織を立ち上げていきたい。町長の意向でありました。

このことを申し上げるのは、私は町はもちろんでありますが、郡部、集落へ行くと、おひとり様暮らし、老夫婦の世帯が大変に増えております。皆さん一様

に不安があります。人生の終活に不安を抱えながら生活を何とかサポートして安心な環境を提供するのも行政の役割でなかろうかと考えております。このことも含めて、できたらしっかりと組織を立ち上げていってほしいなというふうに思います。

次に、自主防災組織の活性化、連携強化を目的に町内組織が必要ではないかと考えますが、考えをお聞きしたいと思います。

先ほどと重なる部分もあると思いますが、今ある組織の活性化を図る目的で町内の自主防災組織の協会とか組織連合が必要ではないかと考えます。

昭和40年以降、自動車産業が華やかになってきた。この中で生まれた交通戦争という環境。この交通戦争を克服した組織づくり、これこそが手本になるのではないかなというふうに思います。交通推進隊、交通安全協会、交通安全事業者協議会、レディースドライバー協議会等々、もとより自然災害の発生を止めること、発生することはなかなか困難であります。交通事故、交通死亡事故を減らした関係者の努力は大変参考になると思います。

町内の組織を細分化し、しっかりとしたトライアングル、裾野の広い町内の組織をつくること、防災の意識も高まります。ご近所の住民の絆も確かになっていくと確信をしておりますが、対応をお聞きしたいと思います。

また、自主防災組織では特異な活動に対して評価すべきものは表彰も一つの方法、手だてと考えておりますが、考えをお聞きしたいと思います。県では既に実行しておりますが、昨年度は能登内浦の組織が表彰を受けております。答弁をお願いいたします。

議長（酒元法子）

大森町長。

町長（大森凡世）

町内の自主防災組織につきましては、継続的に訓練等の活動を行っている組織のほか、結成後、年数がたち、そして役員さんの変更等も重なって活動自体が滞っている組織も少なからずあるのではないかと考えております。

このような状況で町内組織を結成いたしましても、一部の役員への負担が過大となるということが懸念されます。自主防災組織の活性化、連携強化を図ることが難しいのではないかと考えます。

繰り返しになりますけれども、防災士の育成というのを優先的に行うことで、現在活動が滞っている組織におきましても防災士が中心となって活動を活性化させていただきたいというふうに思います。

市濱議員が会長さんをされておる町の防災士会というのがありますけれども、

防災士の育成と防災士会の充実によりまして自主防災組織の活性化につなげて
いただきたいというふうに思っております。

また、表彰につきましては、自主防災組織だけではなく、防災士、学校、地
域防災への貢献のあった個人、団体への表彰を市濱さんの町防災士会と協議し
ていければというふうに思っておりますので、ご理解願います。

議長（酒元法子）

7番 市濱議員。

7番（市濱等）

思わぬ回答をいただきました。逆に質問されたというふうな感じであります。

テレビでウクライナの状況が映し出されております。現場の被害状況が自然
災害に大変私は重なるんです。戦うということは、人災であれ自然災害であれ、
現在の環境が大きく変わるということでありまして、変化することだとしみじ
みと思っております。平素の災害についての心構え、何かあったときに発揮で
きるノウハウを日頃から蓄積しておきたいものであります。

町民の皆様にも、このようなことを申し上げまして、質問を終わりたいと思
います。

ありがとうございました。

議長（酒元法子）

以上で、7番 市濱議員の一般質問を終わります。

休 憩

議長（酒元法子）

ここでしばらく休憩いたします。再開は午後1時からといたしたいと思いま
すので、よろしく願いいたします。（午前11時58分）

再 開

議長（酒元法子）

休憩前に引き続き会議を開きます。（午後1時00分再開）

それでは次に、4番 田端議員。

4番（田端雄市）

公明党の田端雄市です。

質問の1点目です。地方創生臨時交付金の活用で的確に支援を強化していただきたい。

国会では5月31日、補正予算が成立いたしました。ここでは、コロナ禍とウクライナ情勢による物価高騰の対策を取りまとめてあります。今回の補正予算では、従来からあった地方創生臨時交付金の拡充により国民生活を守ることに主眼があると考えております。

コロナ禍に見舞われ2年が経過いたしました。いまだ先行きが不透明なところに、ロシアによるウクライナ侵略で世界的な物価高騰が起きております。当初、政府は予備費で乗り切れると考えていたようですが、ウクライナ情勢が長期になる見通しと夏の参議院選を挟み、次期国会までに政治空白期間ができ、不測の事態に迅速に対応するためにも、財源確保のための補正予算の必要性を公明党が強く求めてきたものであります。

今般、原油価格・物価高騰対応分として1兆円の予算を計上。本町においてもその趣旨をしっかりと受け止め、その支援を図っていただきたいと思っております。

全国各地の自治体を俯瞰してみますと、それぞれの地域の課題を抱えており、その意識の違いもあるようであります。特に、コロナ禍においてなされてきたコロナ支援金については、大まかに都市部と地方ではその困難さに濃淡、軽重の差があるようであります。

例えば、事業者への支援で注目された雇用調整助成金、その特例措置は数回の更新を経てさらに9月末までとなりましたが、都市部ではまだまだ必要とされております。小規模事業者の多い地方では、そろそろ自力再生の時期に来ているようであります。また、昨年12月から始まった事業復活支援金でも、その需要度は都市部において顕著であります。

改めて、今回の地方創生臨時交付金の活用については、生活者支援、事業者支援として真に必要な否かの精査の上、的確に支援に結びつけていただきたいと思っております。

そこで、私から、臨時交付金の活用を2点に絞り、支援の要望をいたしたいと思っております。

物価高騰で、全国の自治体で最も認知度の高いのが保育所から中学生の給食費の問題であります。毎日と言っていいくらい給食費の増額分を臨時交付金による支援にとの要望を目にしております。

本町においても、教育委員会で確認しましたところ、現状の物価上昇によって1人当たり月200円から400円の値上げになることが想定されるということでございました。子育て世代にも様々コロナ支援の手が差し伸べられてきましたが、いまだ厳しい家計状況にあるのは間違いありません。保護者の負担

増を回避するため、食材費などの増額分を臨時交付金の活用により支援すべきと考えますが、いかがでしょうか。

次に、事業者支援については、本町の中型イカ釣り漁業者に対しての支援をぜひお願いしたいと思えます。

この6月に入って、先日、イカ釣り漁船が出航していきました。その燃料費と食料費が大幅に上昇し、直接的打撃となりそうであります。食料費については、現在、前年の2割高と聞いております。また、運営経費の大きなウエートを占める燃料費は、近年、毎年の値上げに耐えての操業となってきました。この燃料費については、政府は年初から燃油価格を抑えるための補助金を出してきております。その補助金、リッター35円に引き上げられましたが、この35円をプラスしての考え方でございますけれども、イカ釣り漁業者については前年と比較して本年はリッター20円高い。また、前々年と比べるとリッター40円高となります。リッター20円高は年間1,000万円の燃料費の増となり、経費を引いた分配金である乗組員の収入にも大きく左右することとなります。まさに原油高騰の影響を直接受ける本年の操業となります。政府の補助金に上乗せして支援の強化を要望するものであります。

ともかくイカ釣り漁業は能登町の基幹産業の柱の一つであります。伝統と歴史をつくってきた産業であります。イカ釣り漁業者への事業継続のための経営支援の実施が今ほど必要なときはありません。この支援により、本年のイカ釣り漁業を満願成就し、明年へ力強く操業継続に臨めるよう希望を与えていただきたい。

町長の答弁を求めます。

議長（酒元法子）

大森町長。

町長（大森凡世）

それでは、給食費の保護者負担の軽減についてでございますけれども、物価の上昇に伴いまして、田端議員がおっしゃられたとおり200円から400円の値上げというのが現在試算をされておるわけでありまして。そして、そのための費用につきましては、保護者の負担増を回避するように現在どのような形で支援していくかというところを考えているところでございます。

また、町の認定こども園、保育所についてでございますけれども、公立、私立ともにゼロから2歳児につきましては、前年度の所得で決定する保育料の中に給食費相当分について含まれております。また、3歳から5歳児におきましては、主食は家庭で炊飯したご飯を持参してもらっておりまして、おかずの副

食費というのは、本来はいただくこととなっておりますけれども、現在は町が負担しているということでございまして、保育所に関しましては副食費免除となっておりますので、給食費による保護者の負担が増加するということはありません。

いずれにいたしましても、食材の値上げ等によります給食費の保護者の負担増というところは考えておりませんので、ご理解を願いたいというふうに思います。

それから、中型イカ釣り船でございましてけれども、イカ釣り船を含めまして漁業者の負担の軽減を図るということにつきましては、水産業の町であります当町にとりまして、事業の継続支援や水産物の安定供給の観点からも必要であるというふうに考えております。

地方創生臨時交付金も活用しながら、交付金も金額が決まっております、どこまでどうできるかというのはこれからなんですけれども、燃油の高騰に影響を受けております漁業者の支援策について、国の支援制度の活用状況も鑑みまして検討してまいりたいと思いますので、ご理解をお願いいたします。

議長（酒元法子）

4番 田端議員。

4番（田端雄市）

前向きな答弁をいただきました。給食費についても負担なしということで実施したい。また、イカ釣り船等の漁業者の燃料費に対しても、町の財源の範囲内で何とか検討したいという前向きな話でしたので、しっかりその支援を、取組を考えて、仕組みを考えていただきたいと思います。

いろんな批判もこの頃出てきております。先ほど言いましたとおり、職種、漁業者によっても、漁業者、また職業によっても、弱っているというか大変な状況もみんなちよつとずつ違ってきていますので、本当に困っているところにしっかりと支援が届く。また、自助努力でできるところは何とか頑張っていたきたい。そういうのが今の時代でないかなと思いますので、そこを見極めて、しっかりと支援が届くような形でお願いしたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響が長引く中、子供や若者、女性の自殺者が増加し、ドメスティック・バイオレンス、DVや鬱、ひきこもり、孤独死など社会的孤立の問題が深刻化しています。

政府は昨年4月、社会福祉法を改正し、施行されました。その中に、重層的支援体制整備事業などで、市町村における包括的支援体制の構築を進めるとい

たしました。

重層的支援体制整備事業とは何か。これは、地域住民が抱える課題が複雑化、複合化する中、従来の支援体制では課題があるため、高齢や障害、困窮など属性、世代を問わず、包括的な支援体制の構築を市町村が創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが急務であるとして事業化されたものであります。

こうした課題も、また都市部と地方では件数や軽重の差はあるものの、近い将来において、地方である本町においても件数は少なくても必ず顕在化してくるものと考えられます。今の段階で都市部での問題発生を我が事としてしっかり受け止めていくことが必要ではないかと考えます。

そこで、今回、よく目にするようになった2点について質問をし、町の見解を伺いたいと思います。

1点目は、生理の貧困であります。

この問題をめぐっては任意団体「#（ハッシュタグ）みんなの生理」による調査で、5人に1人の若者が金銭的理由で、また入手に困難を感じた経験のある女性が約12人に1人の割合で、生理用品を買うのに苦労したとの調査結果が昨年3月4日に報道されました。

公明党は、この報道があったその日に参議院予算委員会で他党に先駆けて学校での生理用品の無償配布など必要な対策を講じるよう提案をいたしました。こうした国会での公明党の動きが全国の自治体にも広がり、地方議員が要望書を出すなどした結果、各地で学校での無償配布などが実現し、昨年9月の時点で全国581の自治体で支援が行われています。

ちなみに、石川県内金沢市においても本年、女子高校生が自発的に行動を起こし支援がスタートしたことが報道されておりました。また、大手デパートなどでは、トイレに生理用品の備付けを始めたところもあるようです。我が公明党能登支部も昨年4月に大森町長に要望いたしました。残念ながら当時は返答がありませんでした。

この問題も都市部と地方の状況の違いもあり、その必要性については異論のあるところと考えます。学校現場でも養護教諭の部屋で個別に無償提供することでよしとする考えもありますが、ただ、この問題は、このような境遇にある子供ほどなかなか言えないのではないのでしょうか。該当する児童生徒に支援が行き渡るためには、その児童生徒について、養護教諭だけでなく担任の先生をはじめとして先生方が共通理解として実態をきちんと把握し、しっかりと関わり合い、声をかけていくことが大切です。特に男性教員は、声かけも難しいこともあります。

私は、需要が不確定であるが、全国的な広がりのある課題でもあり、まずは

実証実験で必要性や困窮の実態を把握してみたらどうかと考えます。学校トイレや公共性の高い地点のトイレなどへの備付けです。

ここまで、生理用品が手に入りにくいとの視点で述べてきましたが、実は男女共同参画社会の形成という視点にも大きく関係してくる問題であることも知らなくてはなりません。女性特有の身体的特性がどれほど社会での活動に弊害となっているか。身体的特性が弊害とならない社会でなければなりません。その一歩が生理の貧困問題である。このように捉えて、考え、取り組んでいただきたいと思います。

現在、政府は、地域女性活躍推進交付金を拡充し、自治体が民間団体、本町で言えば社会福祉協議会になると思いますけれども、民間団体などに委託して生理用品を提供する事業を実施した場合、事業費の4の3を国が負担するとしております。

どうか、もう一步、町民の心のひだに入った施策の実施をと要望するものがあります。町長の見解と、学校現場においては教育長の見解、そして今後の取組を考えておられたらお答えいただきたいと思います。

議長（酒元法子）

大森町長。

町長（大森凡世）

貧困問題からの生理用品の支給ということでございますけれども、学校のほうから貧困のため児童生徒の生理用品が購入できない家庭があるという情報は現在のところ聞いておりません。

町のほうでは、私も担当していましたがけれども、健康福祉課のほうで教育委員会、学校、そして児童相談所、保健所等、各担当者が集まりまして情報共有を図るという体制を以前から取っておりまして、情報が入り次第、各担当が集まり、各家庭の置かれた状況などを把握し、把握した後に必要な支援策を各分野で検討しながら対応するというので、その体制を取っておりますので、支援体制についてはそういう体制が取られているということでご理解を願いたいというふうに思います。

議長（酒元法子）

眞智教育長。

教育長（眞智富子）

それでは私のほうからは、学校現場の状況についてお答えいたします。

学校現場での生理用品につきましては、町内全ての小中学校の保健室には企業から寄附された無償の生理用品が備えられています。また、必要に応じて、町の防災備蓄として備えている生理用品の活用も可能となっています。

児童生徒が不定期的な場合などに養護教諭または女性の教職員などへ相談して利用することはありますが、貧困が理由で利用している児童生徒の相談は今のところございません。

ただ、田端議員がおっしゃるように、なかなか相談できない児童生徒や今後のことも考えられますので、学校においては、常に実態を把握するとともに、児童生徒の心の負担とならないよう、さらに気軽に利用できる工夫をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

議長（酒元法子）

4番 田端議員。

4番（田端雄市）

現状では、本町においてはそういう実態はないのではないかとということでお話がありましたので、まずは一つ安心して見ていきたいと思っておりますけれども、不断にこういうことは調査しながら、どうかしっかりと状況を把握されて、もしそういったことが感じられることがありましたら、すぐ対応できるような体制にお願いしたいと思っております。

先ほどもお話があったとおり、なかなかこういう生理の貧困の問題は言葉に出しにくい。私、男として、男性としてこんな話をするのは本当は、議長が上に上がっていますので、私がせざるを得んかなと思ってやりましたけれども、本当は女性が声を大きくしてやってもらいたい質問だと思っております。

しっかり状況を把握しながら、そういったことがないように対応していただきたいと、このように思います。

これもやはり都市部と地方の違いが結構あるんじゃないかなということも考えておりますので、そこら辺の状況をしっかり見ながら進めていただきたいと思っております。

それでは次の質問ですけれども、これもまた少し都市部、地方の関係もしてくるんじゃないかなと思っておりますけれども、質問をいたしたいと思っております。

2点目の質問は、コロナ禍の状況の中で表面化してきたものと考えられますけれども、ヤングケアラーへの本町の取組についてお伺いをいたします。

ヤングケアラーとは、本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話を日常的に行っている子供や若者を指すと言われております。今年7日に厚生労働省が発表した調査結果によれば、小学6年生の約15人に1人に当たる約

6. 5%が世話をする家族がいるというふうに回答。大学3年生の調査でも、世話をする家族がいる、あるいは過去にいたと答えた割合は10.2%もいたとの結果が出ています。

昔から私たちの周りに、弟、妹の着替えや勉強の面倒を見たり送り迎えをしたりして忙しそうな子供や友人がいました。また、障害や病気のある親、祖父母をサポートするために、いつも病院に付き合っていたり、親の買物を代わりにしていたりしていた子がいました。そうした子供たちを家族のためにお手伝いをする頑張るいい子として私たちは見てきました。

今問題となっているのは、そのケアがお手伝いの範囲を超えて、学校生活や健康面に支障を来すほど大きな負担になっていることです。家族のケアに疲れ果てて遅刻や欠席が多かったり、部活動ができなかったり、衛生面や栄養面が思わしくなかったり、友人付き合いがほとんどなかったり。そういう視点で見直しますと、ヤングケアラーの存在が目に見えていない、知っているのに気づいていないのが多くの大人の風景ではないかと思えるのです。

今回の調査では、家族のケアに1日7時間以上も費やしていると答えた小学6年生が7.1%に上りました。さらに、誰かに相談した経験があると答えた子が17.3%にとどまっていることにも注意を払わなくてはなりません。相談することをためらう子供の心に思いを深くするべきです。また、支援を受ける必要性を自覚していない児童も一定数いると見られ、対策が急がれます。

繰り返しになりますが、子供がケアを担うこと、それ自体が問題ではありません。過重な負担を抱えているにもかかわらず、それが理解されないばかりか、見過ごされている現状こそが問題だと考えるのです。

政府は、今年度予算にヤングケアラーに関する実態調査や支援等の強化として、本年から3年間を集中取組期間と定め、積極的な広報を行い、認知度の向上を図るとしています。ヤングケアラーを早期に発見して適切な支援につなげるためであります。

本町には、この政府の方針に併せ、町内にどの程度ヤングケアラーがいるのか早急に実態調査に努めるとともに、結果を踏まえて必要な支援策も検討していただきたいと考えます。町長と教育長、お二人にそれぞれこの問題の見解と答弁を求めます。

議長（酒元法子）

大森町長。

町長（大森凡世）

ヤングケアラーの実態調査ということでございますけれども、子供自身が家

庭のことを知られたくなかったり、それから自分が負担になっけていても家族のために自らケアしたいといった思いも少なからずあるというふうに思っています。

そして、ご家庭内のことでありますので問題が表に出にくいということと、どこまで踏み込んで調査すべきなのかといったことも検討する必要があるかというふうに思っております。

今年度、県がヤングケアラーの実態調査のアンケートというか調査を行うということを知っておりまして、その内容とか結果を見ながら町の判断材料にしたいなというふうには考えているところであります。

なお、支援につきましては、先ほど申し上げましたとおり、関係機関との連携を図りまして、情報提供があれば実態を把握し対応できる体制を取っておりますので、ご理解をお願いしたいというふうには思っています。

議長（酒元法子）

眞智教育長。

教育長（眞智富子）

それでは、また学校の状況をお話しさせていただきます。

田端議員がおっしゃるように、国は中高生におけるヤングケアラーの認知度の向上を目指し、この3年間で5割とする目標を掲げています。

石川県は、今年初めてヤングケアラーに関する具体的な調査を県内の小学校6年生、中学校2年生、高校2年生全員を対象として行います。今月から来月にかけてのウェブアンケート調査の実施に町としても協力してまいります。

また現在、能登町ではヤングケアラーの存在は確認できておりません。しかしながら、心配される事案については未然に学校、教育委員会、要保護児童対策地域協議会をはじめとする関係機関が迅速に連携し、就学保障、支援してきております。これも学校のきめ細やかな見取りで、児童生徒の状況を把握した教育がなされているからです。

今後もより一層、子供たちが安心して生活できるように、スクールソーシャルワーカーなどを活用しながらきめ細やかな対応をしてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

以上です。

議長（酒元法子）

4番 田端議員。

4番（田端雄市）

県がしっかり調査を進めていくということですので、それに併せながら、どうか町もヤングケアラーと言われるような、そういう人がいないような形の町にしていただきたい。何といたっても能登町の未来を担う大事な子供ですので、しっかりとフォローをお願いしたいと思います。

それでは最後の質問に移ります。

長引くコロナ禍での生活状況で、私たちを取り巻く人間関係やコミュニケーションの在り方が随分変わってまいりました。日常生活でのマスク着用にも慣れてまいりましたが、今どのような場面でマスクを外すのかの議論が出てきました。特に幼児教育の保育の現場では、表情が見えない、分からない中での教えが行き届かないなどと言われていたりしております。顔を見、表情をうかがう中で確かなコミュニケーションが取れるということでもあります。

特に顕著なのが、医療、介護の現場です。新型コロナの影響により、高齢者や障害者が入所する介護施設、福祉施設では家族と面会しにくい実態になっております。施設によっては、コロナの感染状況に応じて、別室を設けたり、ガラス越しに顔を見られるようにしたり、オンラインによる面会をしたり、様々な工夫をしているようでもあります。

しかし最近では、感染状況が高止まりしているとの理由で面会実施の状況も聞こえてきません。また、面会ができない状況のままお亡くなりになられる。そしてお骨になってしか会えないという誠に気の毒な様子も伺っております。

家族は、元気であることが分かれば安心できます。楽しげな様子が家族に力を与えてくれます。長い入所生活で心ふさぐ日々を送られておられる方に、懐かしい家族の顔を見たり見せたりすることがどれほど元気をもらい、元気づけられるか。そう思うと、何かできることがないのか、町として支援の方法がないのか、強く求めたいと考えます。

これは施設の管理運営の問題で、行政が関わるものではないと考えるかもしれませんが、しかし、施設入所の方々も町民であります。その生活環境のサポートも町政の関わりがあるべきだと考えてもおかしくはないと思います。施設利用者がより満足して生活するために今できることは何か。それを求めていかなければならないと思うのであります。

そこで提案いたしますが、希望する施設に対して、タブレットの購入補助やネット環境の整備などの支援をしたらどうかというふうに考えます。あくまでも施設の問題ではありますので、施設に提案をしてみたらと考えます。

コロナ禍での施設利用者と家族、どこにでも同じ課題になっているようでもあります。他県でも事例があったと知り、力を得て提案をいたします。

なお、この事業についても冒頭の地方創生臨時交付金の活用が可能と聞いておりますので申し添えます。ぜひ前向きな検討をお願いしたいと思います。

町長の答弁を求めます。

議長（酒元法子）

大森町長。

町長（大森凡世）

ご提案のありました家族との面会に対する支援の件でございますけれども、入所することができる町内の10か所の介護施設がございますけれども、町でアンケートを行いました。その集計結果といたしましては、既にオンライン面会を行っている事業所が5か所ございました。そのほかは全体的にオンライン面会への積極的な事業所はございませんでしたという状況であります。

そして事業所におきましては、感染防止に万全を期して面会場所を設けるなど、事業所ごとにそれぞれ工夫をされております。

そして町といたしましては、施設へ入所している方が元気になれるような様々な取組につきまして、施設側からの要望があればできるだけ応えていきたいというふうな思いでおりますので、ご理解を願います。

議長（酒元法子）

4番 田端議員。

4番（田端雄市）

ありがとうございます。要望があれば応えたいということで答弁をいただきました。

この件につきましては、兵庫県が実際にオンラインのタブレット購入とかネット環境の整備をしているということをお聞きしまして、兵庫県はどれくらい進んでいますかと聞きましたら、8割から9割がこういう形で、オンラインの形でやっているということでございましたので、うちは今、聞きましたら半分、5か所がやっているということでございますけれども、希望がもし施設のほうからありましたら、ぜひ応えてあげていただきたい。それが町の活力になる、こういうふうに確信しておりますので、どうかしっかりとこれに対して応えていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

本当に今日は前向きな答弁をいただきまして、ありがとうございます。

議長（酒元法子）

以上で、4番 田端議員の一般質問を終わります。

それでは次に、14番 鍛冶谷議員。

1 4 番（鍛冶谷眞一）

頑張っとうやろうと思ったんですが、体調の悪いところへー昨日、庭仕事をしていて、ぎっくり腰をやって、立ったり座ったりが苦しいものですから、いっぱい準備しましたけれども半分ぐらいにしましょう。

それでは、まず私は2点について聞くんですが、1点は主要地方道宇出津町野線、詳しい名前らしいんですが石川広域交流幹線軸道路整備工事、通称は宇出津町野線ですね。この道路は古くから、江戸や明治のことは知りませんが、大正、昭和と町野、柳田、宇出津、この集散地を結ぶ大変大事な道路だったそうです。そして昭和の初めの頃には今 があるところ、あそこは道路じゃなくてトンネルがあったそうです。それでも、そこを使って作物を持ってきて富山へ持っていく船に積んだり木材を積んだりというようなことがあったんだらうと思います。

そして、柳田の人に聞きました。「長坂まで来てね、トンネル出て宇出津見たらね、何やらにぎやかなところへ行くがでうれしかったわいね」という話を何度か聞きました。

さて、今は逆に小木、高倉地区、宇出津、そして藤波、この海岸線のエリアから珠洲道路、のと里山海道、また能越道まで結ぶ、そこに乗れる大事なアクセス道路であります。

この道路がもっともっと改良されないかなと、いつも心待ちにしておりました。冬期間、スリップ事故も多く、大変なところでしたが、今から4年ほど前でしょうか、そんなところから急カーブの切り取りとか拡張工事とかを少しずつやってきましたが、なかなか進んでいかないな、もっと安全に走れないかなというふうに思っていました。たしか私の伝え聞くところでは山口県議が県に執拗に何回でも何回でもお願いして、この道路の改良工事をお願いしますというふうに言って内諾を得たという話も聞きました。そして今、実は立ヶ谷内地区で準備工事が始まりました。

これですね。私は本当にこの道路をいつも使っていて、うれしいなというふうに思っております。この道路の今現在やっている準備工事から、この後どんなふうになるのかも含めて、実は県の事業というのは初めからびしっと決まっているものじゃなくて、ここは今回ここまでね、次はここというようなことがあるらしくて、町のほうも県道への要求を出すのはなかなか微妙な問題もあるかもしれません。

県のご都合もあろうかと思えます。答えられる範囲で結構です。この宇出津町野線の改良について、お答え願えればありがたいと思います。よろしく願います。

議長（酒元法子）

大森町長。

町長（大森凡世）

上町地内の整備箇所というのは、おっしゃるとおり急カーブで道路の縦断勾配も厳しい区間が存在しまして、冬期間は降雪によるスリップ事故というのが毎年起きている箇所でございます。

石川県では、平成30年度より上町の立ヶ谷内から宇出津山分の長坂の譲りレーンの終わり口の延長2キロの区間において道路改良事業に着手し、これまでに測量設計を終え、昨年度からは用地買収を進めているというふうに伺っております。

町といたしまして県に対しまして早期工事着手を要望してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

議長（酒元法子）

14番 鍛冶谷議員。

14番（鍛冶谷眞一）

町長のご答弁の中に、一層の事業促進を要望してまいりたいという言葉がありました。これは町長一人がやるのではなくて、私たち議員も一緒になって行けるような機会があれば、一緒に要望活動もしたいなというふうに考えております。どうかあの道路が珠洲道路までずっと乗れるようになったらいいだろうなという夢を見ながら、今日の質問、1点目を終わります。

次、2点目に入ります。

現在、国全体でもコロナ感染は、ワクチンの効果もあつたのでしょうか、少し落ち着いてきたように思います。医療関係者の皆様、もちろん感染者の方、大変なご苦勞をなさったことに対して衷心より感謝申し上げたいと思います。

さて、私はここで、コロナの方へのお見舞いはなかなか難しいかもしれないけれども、普通病棟にいる患者の方への家族のお見舞いができないのかな。先ほど田端議員の質問の中には介護施設とかそういうところを言っておられました。私は公立宇出津総合病院について少し聞きたいと思います。

世界では、もしくは国では、もちろんWHOの話もあつたりして、コロナ患者には面会不可、面会謝絶、これが標準になっておりますし、日本でもそれが常識になっております。私もその常識は当たり前じゃないかな。爆発的な感染力を持ったウイルスですから、それに関してはしようがないと思います。

ただ、最近よく聞くのが、そのせいでお見舞いもさることながら医療のほうも遅々として普通の患者が進んでないというところがあるそうです。

さて、私は医療に関しては素人ですから、お見舞いに関してお話ししたいと思います。

今年に入ってから、ある大変きかん70代のばあちゃんが、ばあちゃんという怒られる。本人はまだ若いつもりでいますから。「あのね、病院おったら心細くて心細くて、私みたいこんなきかんもんでも一生涯でこんないっぱい泣いたことないわと思うくらい泣いたわね。寂して寂して、娘に会いたいな、孫に会いたいなと」。順番は最後のほうに父ちゃんらしいんですけども。「旦那に会いたいな」

そんなふうにおっしゃいました。

私は、皆さんもコロナ禍で入院経験のある方がいると思うんですが、患者というのはとても心が弱くて、心細くて、夜が来るのが怖くて、ドクターやナースの数が減ったときに、何か起きたらどうしよう。そんなことがあって大変弱い。夜だけじゃないです。土日に関してもそうです。それくらいみんな患者というのは心細くなっています。

そこで患者を励ます方法は、大きな方法が一つあります。それは家族との面会です。病気はきっと精神的なことからもちゃんと治す力になるというふうに聞いております。孫さんの笑顔一つで、苦しかったのがうそのように引いていった、痛みが引いたという話を聞いたこともあります。

私は、都会の大病院ではない、地方の急性期型の中核をなす大事な公立宇出津総合病院で、今、面会の状況についてどんなふうに行っておられるのか、まずその状態をお聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（酒元法子）

上野宇出津総合病院事務局長。

宇出津総合病院事務局長（上野英明）

それでは、鍛冶谷議員のご質問に答弁させていただきます。

当院の感染予防対策にご理解とご協力を賜り、ありがとうございます。新型コロナウイルス感染症の拡大とともに、当院におきましても入院患者様とは面会禁止の措置を取らせていただいております。この措置も2年以上の期間に及んでおきまして、患者様や家族の方々は大変不便な思いをされていることと心を痛めておる次第でございます。

また、オミクロン株等の変異株は感染しても無症状の場合が多く、そういった方が病棟に入られますと、抵抗力の落ちている入院患者様に感染が拡大し、

クラスターが発生する原因ともなりかねません。これも感染リスクから入院患者様を守るための苦肉の策ということで、ご理解願いたいというふうに思います。

議員がおっしゃられますように、家族や友人との面会は入院患者様に大きな力を与えることと理解はしております。当院は入院患者様との面会は原則禁止としておりますが、要望があった場合はそれぞれ主治医の判断ということにもなっております。これまでも、代表の方1人だけとか、15分以内という条件の下で面会を許可した例が多数ございます。面会を希望される方は、病棟看護師を通じまして主治医の判断をご確認いただければと、この場をお借りいたしまして周知させていただきたいと思っております。

しかし、この判断も県内や町内の感染拡大状況、当院におけるコロナ患者入院の有無、当該患者様の状態等によって日々変化することをご理解願いたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

議長（酒元法子）

14番 鍛冶谷議員。

14番（鍛冶谷眞一）

うかつでした。私も気がつきませんでした。普通病棟の入院患者さんのところへ無症状のオミクロン株の感染者が行く可能性。そこでクラスターが発生する可能性。そういうことについても病院としてしっかり考えているから、なかなかおいそれとは面会を許すわけにいかないということが今知らされました。本当にうかつだなと思っております。

ただ、私はこの際ですから、この議場で、宇出津病院は冷たくないよ。ドクターの許可があれば、時間の制限があるかもしれない。人数の制限があるかもしれないけれども、何かの場合にはちゃんと面会できるんだよということをご確認させてもらったつもりですが、よろしいでしょうか。

私も病院へ行ってみたら、こんな看板が貼ってあるんです。実は面会禁止についてのお知らせとあって、新型コロナウイルス感染防止のため、ここからアンダーラインが引いてあって、医師の面会許可がある方以外の入院患者様との面会を禁止させていただきますと。実は病院はちゃんと何かがあったときには面会できるんだということをしつかり指示しておりました。

私は、そうですね。むやみやたらと行くものでもないと思うし、でも高齢のおばあちゃんに、大事な友人に、どうしても会っておきたい。そんなこともあるかと思っております。そういうときには、どうかドクターも心を開いて、そしてたしか4階、5階で50床ずつ、3階がコロナの患者さんが入っているんです

かね。4階、5階のところでは面会場所を求めてもよし。どうしても駄目だったら2階の事務所の向かいとか、そういうところでもいいと思います。そういう面会場所もしっかり指示してもらって、宇出津病院がとても優しくて心ある病院だということをしっかり町民に伝えてください。

私は、この能登町から公立宇出津総合病院と県立能登高校をなくしたくない。そんな思いでいます。病院の関係者として事務局長からとてもすてきな答弁をいただきました。ありがとうございました。よろしく願いいたします。

これで質問を終わります。

議長（酒元法子）

以上で、14番 鍛冶谷議員の一般質問を終わります。

それでは次に、5番 金七議員。

5番（金七祐太郎）

それでは、議長のお許しが出ましたので、通告に従い一般質問を行いたいと思います。

ゴールデンウィーク明けから観光客が増えてきているなど感じております。能登町においてもゴールデンウィーク期間中はイカのモニュメントにたくさんの方が訪れていました。その後も土日、多くの方が訪れているなど感じておりました。

能登町においても、総会や会議、懇談会、また全国規模の会議や研修会等、コロナ禍以前のように増えてきたなという思いであります。

私もゴールデンウィーク後、5月に東京方面へ2回、公務で出張させていただきましたが、東京のほうでも観光客、人出が増えていたと聞きました。羽田能登便も2便体制になり、インバウンドの規制も今後徐々に緩和していくかと思っております。ようやくウイズコロナの時が来たのかなと感じております。

また話は横へそれますが、皆さんも御存じかと思いますが、6月4日のあるテレビ番組で、アナウンサーの方が石川県能登町に謝罪、イカのモニュメントの件で1年前に否定的にお伝えして申し訳ありませんでしたと頭を下げられていたニュースが、またヤフーのトップニュースに取り上げられました。またこれは宣言効果になるのではと思いつつも。

町としては、ウイズコロナの波に乗り遅れることなく、観光客や交流人口、関係人口、ワーケーション事業などに取り組んでいってください。よろしく願いします。

この交流人口にも関わってくるかと思いますが、私の質問、姉妹都市交流についてお聞きします。

平成17年、合併により能登町が誕生しました。その後、平成24年1月、千葉県流山市と姉妹都市の盟約を結び、同じ年、11月に宮崎県小林市と、その後、令和2年8月7日に長野県信濃町と姉妹都市の盟約を結んだと私は理解しております。

信濃町は、コロナ禍の中の締結で、交流が少ないと思いますが、今までいろんな交流事業を行って、各市町とお互い交流を深めてきたと思います。議会としても流山市や小林市とお互いに表敬訪問など交流をしてきました。信濃町には5月に私と議長と2人ですが表敬訪問に行っていました。

このような姉妹都市の交流で、コロナがあり中止になった事業もあったかと思いますが、コロナ禍以前の交流事業の内容や実績、またコロナ禍の実績、またウイズコロナを迎えた今年度の事業内容、予定などを詳しくお聞かせ願えればと思います。よろしく申し上げます。

議長（酒元法子）

大森町長。

町長（大森凡世）

まず私のほうから、当町と姉妹都市締結を行っている千葉県流山市、宮崎県小林市、長野県信濃町の3市町の姉妹都市締結における経緯についてお話をさせていただきます。

まず、流山市とは、旧内浦町時代に内浦町出身の方が流山市の東邦酒造の杜氏としてご活躍されていたことが縁で交流を深め、平成24年1月17日に姉妹都市締結を行っております。

次の小林市とは、旧能都町時代の平成7年に小林市の前身であります野尻町と姉妹都市締結を行っており、双方とも平成の市町村合併を経て、新市町誕生後も末永い交流を進めるために平成24年11月23日に姉妹都市締結を行ったものでございます。

また、信濃町とは、さきの姉妹都市であります流山市と信濃町が姉妹都市を締結していたことがきっかけで、平成25年の8月に教育レベルの小学生の海浜学習体験を始めまして、相互のイベントにおいて物産品等を販売するなど民間交流が図られてきました。そして平成28年3月23日には、両町の商工会において友好提携を結ぶ宣言書が交わされた。このことをきっかけに令和2年8月7日に姉妹都市締結を行ったものでございます。

それぞれの市町が持つ地理的な特徴とか経済的効果、歴史、文化を理解しながら交流を図ることにより、相互にとって有効的、効果的な事業を進めていきたいと考えておりますので、ご理解を願います。

それでは、それぞれの姉妹都市交流の事業内容等につきましては、各担当課長が説明いたしますので、よろしくお願いします。

議長（酒元法子）

山下ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長（山下栄治）

それでは私から所管の事業内容についてご説明させていただきます。

ふるさと振興課では、姉妹都市である流山市の小学5年生、6年生30名を対象とした能登の自然体験学習ツアーを実施してまいりました。内容等については、夏休みを利用し、3泊4日の日程で、能登少年自然の家を拠点とし、大型カヌーやのど海洋ふれあいセンターでのスノーケリング体験、また九十九湾遊覧船での海洋クルーズや満天星でのプラネタリウム鑑賞など、能登町の自然を全身で体感できるものとなっています。

残念ながらコロナ禍のため令和2年、3年は中止としましたが、行動制限が解除された今年度は7月26日から29日にかけて実施再開の予定としております。そして現在、参加者の募集等準備を進めております。

なお、この学習ツアーにつきましては大変人気が高く、今年度も定員30名を大幅に上回る応募が予想されております。

また、そのほかですが、各姉妹都市で開催されております小林市の秋まつり、信濃町の野尻湖花火大会、流山市の市民まつりなどのイベントにおきまして、能登町観光協会等が主体となり物産展の協力を行っております。

そして令和4年度、今年度は、このイベントが再開されたならば積極的に参加してまいりますので、ご理解願います。

議長（酒元法子）

今井教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（今井久幸）

教育委員会所管の事業内容につきましてご説明させていただきます。

流山市へは、平成23年度から能登町児童流山市派遣事業として児童の交流を実施しております。その内容は、流山市生涯学習センターにおいてワークショップに参加し、お互いに友好を深めております。そのほか、能登町にはない都市を見学することにより子供たちの見聞も深めております。参加対象を小学5年、6年としておりますが、毎年定員を上回る応募があり、抽せんにより参加者を決定しているところであります。

令和2年度、3年度においては、コロナ禍によりやむを得ず中止といたしましたが、今年度においては、20人の参加で7月25日から27日の実施に向けて準備を進めているところであります。

このほか、小林市については、中学生を対象に毎年交互に交流しております。

両市町における生活文化についての体験交流を交え、地元の人との直接交流を図ることにより友好関係を深めるとともに、双方の歴史や文化に触れることで、ふるさとを見詰め直し、郷土を愛する青少年の育成を図るという内容になっております。

コロナ禍における令和2年度、3年度は中止となりましたが、今年度においても感染症の状況によりやむを得ず中止といたしましたが、来年度については実施可能なものとして対応したいと考えておりますので、ご理解のほうよろしくお願いいたします。

議長（酒元法子）

蔭田総務課長。

総務課長（蔭田大介）

私のほうからは、総務課所管の交流支援の内容についてご紹介いたします。

町では、姉妹都市との友好関係の発展に寄与するために、5人以上の町民団体が姉妹都市での研修及び視察、交流を行った場合に、その費用の一部を補助しております。補助金の額であります。1人当たり小林市が2万円、流山市及び信濃町は5,000円としております。

これまでの交付実績でございますが、平成25年度から事業を開始し、現在までで小林市には16団体219名が利用し、流山市には11団体173名が利用しております。なお、令和2年度と3年度におきましては、コロナ禍での行動制限等により補助金の申請はございませんでした。

現在は、県外をまたぐ移動自粛など行動制限が緩和されてきておりまして、個々の判断になろうかとは思いますが、コロナへの基本的感染症対策を行った上で姉妹都市との交流が今後進むことを期待しております。町内やグループ、各種団体等で姉妹都市との交流を計画している場合には、ぜひ総務課までご相談いただければと思います。

また、姉妹都市の観光情報やイベント、広報誌などは、役場の1階の里海ラウンジの特設コーナーにて展示を行っております。また、能登町のホームページ内において姉妹都市のホームページにリンクをしておりますので、ぜひ御覧いただければと思います。

以上です。

議長（酒元法子）

5番 金七議員。

5番（金七祐太郎）

いろいろたくさん補助事業、交流事業がありました。詳しく説明してもらい、ありがとうございます。

そんな中でも、コロナ禍で中止になった事業もたくさんあったのかなど。今年度以降は、今まで以上が交流ができればと思います。

特に総務課長が1人当たりの交流、5人以上の町民が姉妹都市との交流、視察研修、各市町へ行った場合、小林市2万円、流山、信濃町は5,000円ということで、これは例えば能登空港を利用した場合は助成金も使えますよね。町民の方には、5人以上のグループで各姉妹都市へ行き、交流される場合は、総務課へぜひ相談してくださいということで、よろしく願いいたします。

その中で、子供たちの交流もたくさんしているようですが、特に流山の子供たちから聞いた話なんですけれども、自然体験ツアーとしていろんな経験ができ、すごい評判がいいと聞きました。子供たちの感想の中でも、また能登に來たいと言っていたそうです。ある保護者の方は、子供たちが帰ってきてから、すごい様々な面で成長したという意見もあったそうです。子供の時期にこういう交流をすることは、私は大変有意義なことだと思っております。

教育長、ここで教育者として、こういう意見を聞いてどう思われるでしょうか。よろしく願いします。

議長（酒元法子）

眞智教育長。

教育長（眞智富子）

今ほどは、流山市の保護者やお子様のお話を聞いて、うれしいなというふうに思っております。

教育的に見た場合、集団宿泊活動における自然体験や生活体験は、子供たちの主体的な学びの基盤となる自己肯定感を高めることにつながると考えております。また、見知らぬ土地でそこに住む人と交流することは、よりよい人間関係の育成にもつながります。これからのデジタル社会に生きていくことになる子供たちにとって、人と人との触れ合いや異なる文化、風土を肌で感じる体験活動は、何物にも代え難く、人間力を高めていくことができるというふうに思っております。

来年度は、感染症の状況が好転することを願い、能登町の小学生、中学生も流山市、小林市への交流事業へコロナ禍以前と同様の実施をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（酒元法子）

5番 金七議員。

5番（金七祐太郎）

今後もそのような交流が続くことをお願いしておきます。

次の質問、提案になるかと思いますが、よろしく申し上げます。

5月、流山市に議長と私で表敬訪問に行ってきました。その中で、今年4月にできた、おおたかの森中学校を視察させていただきました。校舎は新築で、木材を生かした温かみのある木質空間、木造校舎でした。何とそこには各所に各姉妹都市の木材が使われており、多目的ホールの床材に能登町産ヒバ材が使われておりました。本当に立派な校舎でした。後ろの向峠議員が見たら涙を流して喜ぶような木材を使った校舎でした。各所に姉妹都市の木材を使う。これも一つの姉妹都市の交流だなと私は思いました。

この中学校の校長先生、また教育委員会の話を聞き、おおたかの森中学校に姉妹都市として何かできないか。その後の市議会議員との懇談の中でも、おおたかの森中学校のことや、その他子供たちの今後の交流の在り方を話し合いました。

その中のアイデアの一つ、給食の食材で交流、そういうことができないか。能登町には、おいしい食材はいっぱいあります。能登町でも昨年、能登牛を使った牛丼の給食があり、大変好評だったと聞いております。食材には、またそのほかイカやいろいろあると思いますが、姉妹都市の子供たちに能登町のおいしいものを食べてもらう、そんな交流もあっていいのかなと。

相手もあり、学校給食、いろんな難しい面もあると思いますが、姉妹都市の子供たちが能登町のおいしい食材を食べ、能登町のことを知り、思ってもらえる交流になるとと思いますが、町長、いかがでしょうか。

議長（酒元法子）

大森町長。

町長（大森凡世）

流山市の給食に能登町の食材の提供ということでございますが、流山市の子

供たちが給食を通して能登町の特産品を味わう、あるいは給食で食べた話が家庭で話題になるということで、姉妹都市の能登町をより身近に感じることができるといい機会になるのではないかとこのように思います。

議員もおっしゃられましたとおり、昨年、能登牛牛丼給食でも、実際に能登牛を食すことで能登町には能登牛という全国に誇れるブランド牛がいることを子供たちに体感してもらうことができました。

流山市の児童生徒、小中学生は1万7,000人を超えております。ですから今私たちのほうで考えているのは、取りあえず米、能登牛、船凍イカ、菌床シイタケ、ブリ、そんなところでありましてけれども、どこまでどんな形で給食の食材として提供できるか。量もありますので、その辺を具体的にしながら流山市さんのほうと少しずつお話をさせていただきまして、もし食材提供ということになりましたら町を挙げて協力させていただきたく思いますので、ご理解をお願いいたします。

議長（酒元法子）

5番 金七議員。

5番（金七祐太郎）

大変前向きな答弁かなと思いますが、相手があることですし、1万7,000人、私たちの人口より児童生徒の数が多い。相手とも話し合いをしながら実現できるように、私も協力していきますので、またよろしくお願ひします。

今後、ウイズコロナ、アフターコロナ、また夏に向かって観光客、交流人口、関係人口、ワーケーション事業など、コロナ禍で大変だった宿泊事業者や観光事業者の方が持ち直すように、また各事業に力を入れていただきたいと思います。

また、能登空港も2便制になり、搭乗率を上げるためにも、能登町民の皆さんが各助成金を使って各姉妹都市へ訪れて交流してほしいと希望します。

また来月、流山市少年野球連盟が子供たちを連れて能登町に飛行機で来られます。7月23日土曜日から7月25日月曜日の3日間です。選手15名、指導者、保護者15名、連盟役員の方6名、総勢36名の方が来られます。これは初めての姉妹都市スポーツ交流ではないかなと私は思っております。

ここでお願いです。教育長。ぜひ参加してもらい、子供たちに歓迎と激励の言葉をいただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

それでは、本当に姉妹都市交流も交流人口や関係人口の拡大には大切な事業だと思います。今後も姉妹都市の各種団体、子供たち、町民、市民が活発に末永く交流できるようお願ひしまして、一般質問を終わりたいと思ひます。

どうもありがとうございました。

議長（酒元法子）

以上で、5番 金七議員の一般質問を終わります。

休 憩

議長（酒元法子）

ここでしばらく休憩いたします。14時30分から再開いたします。（午後2時20分）

再 開

議長（酒元法子）

それでは再開いたします。（午後2時41分再開）

10番 河田議員。

10番（河田信彰）

それでは、議長によりお許しを得たので、一般質問をしたいと思います。

今年度も2か月がたったところで、新社会人の方や職場の異動のあった方においても新たな仕事に少しは慣れてきたところではないでしょうか。子供たちにおいても、運動会、中間テスト、部活動の新人戦など新年度の学校行事が順調に行われていると聞いており、これもコロナ対策が生活様式の一部に定着している成果なのではないかと思われま

す。コロナ禍以降、子供たちは修学旅行をはじめいろんなことを我慢してこられました。子供の1年というのは、私たちと違い、人生でそのときしかありません。仕方がないこととはいえ、本当によく耐え忍んでくれていると思います。

ただ、大人になったときに、あのときは残念だったと、面白くなかったと嘆くのではなく、あのときがあったから今の自分があるんだと未来に向かって励んでほしいなと思っております。

町においても、将来のある子供たちに各種施策を行っている中で、特に力を入れているところは能登高校存続の取組、これではないかと思っております。今回は、その点について質問させていただきます。

能登高校魅力化プロジェクトと銘打ち、能登高校を進学先として選択していただけるよう、奥能登管内でどこよりもいち早く能登高校を応援する会を立ち上げ、制服補助、就学補助、給付型の奨学金など金銭面で非常に手厚い補助を

行っております。また、公営塾の鳳雛塾や、まちなか鳳雛塾を運営しており、学力アップを図り学力の面でも魅力づくりも行っております。

この公営塾の設置については、高校魅力化プロジェクト発祥の地と言われる島根県隠岐島前高校に視察に行った際、すばらしい発想、すばらしい取組に非常に大きく感銘を受けました。早速、公営塾の設置について町執行部に強く働きかけ実現に至ったものであり、私自身、大変思い入れのあるものです。

その後、町の努力のおかげもあり、大きな予算を投入し、これらの魅力化プロジェクトを進めているところではありますが、このプロジェクトを始めてから地元中学校からの入学率はどのように推移し、また近隣市町からの入学者の割合はどれほどのものとなっているのでしょうか。町で把握している割合で結構ですので、お答え願います。

議長（酒元法子）

小川ふるさと振興課担当課長兼地域戦略推進室長。

ふるさと振興課担当課長兼地域戦略推進室長（小川勝則）

河田議員のご質問に私のほうから答弁させていただきます。

議員ご質問の能登町立中学校から県立能登高等学校への入学率の推移についてでございますが、能登高校から提供いただいた資料を基にお答えさせていただきます。

能登高校魅力化プロジェクトが始まりました平成29年4月では、入学率は45.4%でございます。令和元年4月では40.7%、本年度、令和4年4月では41.0%と、おおむね40%台を保ちながら推移しております。

次に、町外からの入学者の割合についてでございますが、能登高校魅力化プロジェクトが始まりました平成29年度から令和4年度までの6年間の平均値で28.2%でございます。

なお、繰り返しになりますが、町立中学校からの入学率については、能登高校魅力化プロジェクトが始まる前、平成29年度以前は29.1%、30%を下回る年もあったようでございますが、現在は40%台を保ち推移している状況でございます。

議長（酒元法子）

10番 河田議員。

10番（河田信彰）

町内の進学率は29.1%から40%という数字になって、進学率が向上し

ているということで、高校が地元からなくなると大きな経済的損失があるということで、ぜひ中学生たちの高校進学の見方から外れることのないよう、例えば鳳雛塾を柳田地区や内浦地区に新たに設置したり、また通いたくても自宅から距離があるとかで通えない子たちもあろうかと思えます。ネットでリモート受講できる環境を整えるなど、今後も能登高校魅力化プロジェクトについては継続的な支援、また新たな発想を町サイドに求めたいと思えます。

新たな発想といいますが少し関連することなので質問させていただきますが、国が実施する全国の学生との交流促進事業である地域留学で、能登高校に生徒が留学しているという報道を目にしました。その制度で一体何人の生徒が能登高校に地域留学したのか、答弁をお願いいたします。

議長（酒元法子）

小川ふるさと振興課担当課長兼地域戦略推進室長。

ふるさと振興課担当課長兼地域戦略推進室長（小川勝則）

議員ご質問の地域留學生の生徒数について私のほうからお答えさせていただきます。

令和3年度において1名、令和4年度においては3名の生徒が通学しております。

地域留学事業は、議員ご指摘のとおり、内閣府地方創生推進室が所管の高校生の地域留学推進のための高校魅力化支援事業によるもので、この事業は令和2年度に全国で12校が採択されております。令和3年度より石川県内においては能登高校のみが受入れを行っている事業でございます。

以上です。

議長（酒元法子）

10番 河田議員。

10番（河田信彰）

生徒同士の交流はもちろん、他県との交流推進という側面もありますので、今後も留學生が途切れることのないよう働きかけをお願いいたします。

そして、先ほど言っていたリモートの話は、何か答えられたらお願いできますか。

議長（酒元法子）

大森町長。

町長（大森凡世）

リモート関係でございますけれども、現在、まちなか鳳雛塾の取組の中で、NTT西日本様と今年の3月に連携協定を締結しまして、ICTを活用する実証として、まちなか鳳雛塾と能登高校の寮をリモートでつないで同じような授業を受講できるように環境整備をして実証実験に取り組みんでおるといところでございます。

このような取組を踏まえまして、どこまでどうできるかというのは、今後も継続して支援をしてみたいというふうに思っておりますので、ご理解を願います。

議長（酒元法子）

10番 河田議員。

10番（河田信彰）

実証実験をされているということで、今後また松波のほうとか小木のほう、内浦とか柳田とか、鳳雛塾に通えない方々にリモートで受けられるような体制を取ってほしいなど、こっちからもよろしく願いいたします。

それでは、次の質問に移ります。

さて、生徒の留学という視点では、ソフトテニス部に非常に多くの町外からの部員が在籍していると聞きます。いわゆるソフトテニス留学と申しまししょうか、全校生徒の結構な割合がソフトテニス部に在籍していると聞きます。

そこで、直近5年間それぞれの年度での全校生徒数、部員数、そのうち町外から何名のテニスの学生がいるのか。また、藤波の屋外、屋内テニスコートの練習環境はもちろんのこと、能登高校ソフトテニス部を全国的な強豪校に育て上げた指導者に学びたいからと能登高校を選んでいるのではないかと考えますが、そのような調査結果はあるのでしょうか。あるのであれば、答弁をお願いいたします。町で把握している範囲で結構ですので、よろしく願いします。

議長（酒元法子）

小川ふるさと振興課担当課長兼地域戦略推進室長。

ふるさと振興課担当課長兼地域戦略推進室長（小川勝則）

議員ご質問の直近5年間、平成30年度から令和4年度までの能登高校全校生徒数及びソフトテニス部の部員数等について、能登高校から提供いただいた資料を基にお答えさせていただきます。

まず初めに、平成30年度においては、全校生徒数は185名、うちソフトテニス部の部員数は31名、うち町外からの部員数は22名でございます。続いて令和元年度では、全校生徒数は206名、うちソフトテニス部の部員数は42名、うち町外からの部員数は36名です。令和2年度では、全校生徒数は207名、うちソフトテニス部の部員数は43名、うち町外からの部員数は36名です。令和3年度では、全校生徒数は192名、うちソフトテニス部の部員数は36名、うち町外からの部員数は31名です。最後に今年度、令和4年度では、全校生徒数は171名、うちソフトテニス部の部員数は36名、うち町外からの部員数は27名となっております。

全校生徒に対し、ソフトテニス部の部員数の割合は19.5%、そのうち町外からの部員数の割合は80.8%というふうになっております。

最後に、能登高校に進学したい理由の一つに能登高校ソフトテニス部の指導者の方に学びたいからなどの調査結果の有無でございますが、町としては有しておりません。能登高校としても、そのような調査結果は有していないということでした。

以上です。

議長（酒元法子）

10番 河田議員。

10番（河田信彰）

かなりの人数、全校生徒の割合がソフトテニス部にいるということが分かり、私自身も驚いております。これはもう町としては、単なる一強豪校という認識ではなく、能登高校存続のための大きなポイントとして力を入れるべきではないでしょうか。

今年も昨日行われた石川県高校総体の大会で見事に男女アベック優勝を果たしております。

そこで御存じのとおり、今年度、輪島市は、門前高校の魅力化ということで、星稜高校を指揮していた山下監督を野球部のアドバイザーに就任いただいております。初年度の今年度には十数人の入部数、すなわち入学者があったと聞きます。

能登高校においては、指導者が再任用として学校に残り指導されているようです。後に続く若い顧問の方もおられるようですが、再任用の顧問の方の全国的なネームバリューもあって、ソフトテニス留学生の数であろうと私は考えております。

この指導者の方の再任用が終わる際には、輪島市と同様にアドバイザーとし

て就任いただき、これまでのようにソフトテニス留学生、すなわち能登高校の入学者の確保に努めるべきと考えます。もちろん指導されている方の思いもあろうかと思いますが、現在の町長の考えをお聞かせください。

議長（酒元法子）

大森町長。

町長（大森凡世）

議員のおっしゃるとおり、私といたしましても、できる限り現の指導者に対して能登高でこの指導をいただければというふうに思っておりますけれども、その指導者の方からは、後進の育成にも現在も取り組まれておるというふうに伺っておりますので、まずは本人のご意向を尊重しながら、そういうお話があれば町のほうでも何らかの支援ができるようであればしていきたいなというふうに思っておりますので、ご理解をお願いします。

議長（酒元法子）

10番 河田議員。

10番（河田信彰）

答弁ありがとうございます。指導者の方や学校も、今後のことはいろいろ考えておられるようですが、その方のネームバリューで町外から何十人もの生徒が集まっていることが現状かと思われまます。

これからも能登高校存続に向けた施策をあらゆる面から知恵を絞っていただき、今回、私の質問も、その知恵の一つになっていただければという思いで質問させていただきました。

また、ソフトテニス以外にも能登高校は強い部活がいっぱいあります。尽力されている教職員の方々をはじめ、地域の方々、学生の方々もおいでます。学力はもちろんのこと、いろんな部活が能登高校の魅力として輝けるような未来に向かって、行政、議会とタッグを組んで取り組めればいいなと思っております。

これで、よろしく申し上げますということで終わらせていただきます。

ありがとうございました。

議長（酒元法子）

以上で、10番 河田議員の一般質問を終わります。

それでは次に、12番 志幸議員。

12番（志幸松栄）

今日は見たら最後ということで、今回の質問は皆さんの議会の一般質問を聞いておる間、答えその等は執行部も替わりました、前と違って。持木体制から大森体制になった。それから職員も替わりました。

変わらないのが私たち議員のみ。今10月に議員は選挙があります。その選挙に向けて、私の独り言もあって、町民の皆さんも耳を大きく開けて、目は大きな開けなくてもいいですから、耳の穴を大きくして聞いていただければ、今後私の問題は、これは10年後、20年後、30年後に能登町がどうなっているかということをおひとつ町長に質問していきたい。

今日は、私は正直言って今28分です。30分しかありませんので、前置きは今日は私は皆さんのあれして、7番議員が世界の状況、ウクライナ問題、日本の現状、それから能登の状況をニュースその等、心配しておられました。私も同等で、いろんな世界情勢、日本情勢、能登町的情勢、ニュースは心配しております。それで心配の折、こういう質問をいたしました。

それから、今日は前置きに教育長の答弁、それから町長の答弁、職員の答弁、一番感動を受けたのは元気な能登町まちづくりということであります。それから、14番議員の何を能登町は残さなきゃならないかということをお一番の問題。私も同じ、同年代の人間やなど。能登町に残さなきゃならないものは、今、河田議員が言ったとおり能登高校と病院でございます。それから、役場は必ず残りますね。その問題で今日は質問させていただきたいなと思っております。

私がこれからの能登町の今後のまちづくりと将来の展望について、町長に質問したいと思っております。

町長の考えを聞きながら、その後、私の考え。今この議会の中で一番長老だと思っておりますけれども、年だけは一番長老でございます。また、人生も長くやっております。私の考えも能登町に浸透できればなと思っております、考えも述べさせていただきたいと思っております。

大森町長が正直言って1年以上やられて、いろんな中で初めから選挙に突入、いろんなこと、やはりすごい立派なお父さん、お母さんの子供として育った、すごい頭のいい大森町長だなと思っております。正直言って、やる気満々、ファイト満々の大森町長。町民も恐らく喜んで期待をしていると思っております。初めは褒めました。

そういうことで、これから質問の趣旨説明をいたします。

それでは、今後のまちづくりと将来の展望について、お答え願いたいと思っております。

3点お答えをいただきたいなと思っております。3点まとめて答えていただ

ければ、私の時間もありますので、私の意見も言わせていただきます。

1つ目、20年後にはどのような能登町を残したいと町長は考えておられるのか。その答えを1点。

それから2点目です。10年後のまちづくりの目標について、町長さんはどう考えておられるのかなと思って、それが2点目の答えでございます。

それから3点目、任期あと3年ありますね。その任期中に町長が取り組もうとしている事業や施策はどのようなものかなと思って、そのお答えをいただきたい。

一番先に選挙の公約として、大森町長は物語のあるまちづくりということで、その物語も中に入れて、ちょっとほかの町長さんとは変わっております。今は正直言って、輪島の市長さんも、それから穴水町長さんも新しい市長さん、町長さんです。その前に、もうはや大森町長さんは町長の職責に就いておられます。輪島の市長さん、穴水の町長さんは、しょっちゅう能登版に出ます。だけど私がおとなしいのか、大森町長さんはあまり、やっという大きな文字に出ないんですよ。そういうことで、任期中の物語はどういう物語かなと。

3点お答えいただいて、また私はこの場に立たせていただきたい。町長、よろしく願います。

議長（酒元法子）

大森町長。

町長（大森凡世）

まず第1点目の20年後にどのような能登町を残したいかということでございますけれども、今後、町の最大の課題となりますのが人口減少、少子・高齢化、過疎化ということでございます。そういうことでありますので、これは目に見えていることでありまして、その問題を町の創生総合戦略におきまして、20年後の人口規模という目標を約1万人と設定いたしまして、現在各種施策を講じておるわけでございます。

人口減少対策という問題につきましては、すぐに成果が現れるものではございませんけれども、これまでや、そしてこれからの取組をしっかりと効果検証していくことで能登の暮らしを守ることにつながるものというふうに思っております。

私たちの住む能登町は、先人たちが守り育ててきた豊かな環境に囲まれ、そして継承されてきた独自の文化に恵まれました。このような能登の里山里海で培ってきた能登の暮らしというのを20年後も受け継いで残していければというふうな思いでございます。

そして、10年後のまちづくりの目標といたしますか、10年一昔と言いますけれども、今もっと時代は早く動いております。その10年後も健やかに安心して暮らせるまちづくりというのを今の現状で進めてまいります。

そのために、人材育成と安定した雇用ができる仕事ということです。そして、若い世代の結婚や子育てができる環境を充実させる。そして、町で暮らす人の流れをつくるということを目指しております、これまでの町政の継続すべき部分はしっかりと引き継ぎまして、必要なところには積極的に投資し、創意工夫をしながらこれからの時代に対応したまちづくりをしていかなければならないというふうに思っております。

そして、任期中でということでございますけれども、4年間というのはすぐたってしまうのではないかなというふうに思っておりますけれども、就任当初も申しましたとおり、第1次産業の支援、そして子育て環境の充実、福祉サービスの確保というのを重点的に取り組む施策として掲げました。

まず1次産業の支援につきましては、継続の県営ほ場整備事業を推進し農地の集積、集約化を図るほか、水産業におきましてはフグなどの養殖技術を確立している金沢大学と連携した養殖業への取組を支援する。そして農林水産物のブランド化による所得の向上を図ってまいりたいというふうに考えております。

また、子育て環境の充実につきましては、令和6年度の開所に向けて宇出津地区の保育所の整備の推進を図ります。また、まつなみキッズセンターの建て替え、そしてこどもみらいセンターの改修、そして妊娠、出産、育児に対する助成など、子育て世代への支援を図ってまいりたいというふうに考えております。

福祉サービスの確保につきましては、介護従事者不足の解消に向けた介護者の人材確保を支援するという一方で、そしてまた町民の健康寿命、元気で長生きということを掲げておりまして、健康寿命を延ばす取組も同時に進めていかなければならないというふうに考えております。

また、町民に優しい行政サービスの実現に向けましてのデジタル化や、多様な地域づくりの人材の創出を目的とした関係人口創出事業、また旧役場庁舎の跡地整備、そして町全体の公共施設の在り方について、しっかりと継続して取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（酒元法子）

志幸議員。

12番（志幸松栄）

私は、やっぱりすばらしいお答えかなと。1点目、2点目は20年後には1

万人を残すという。もう2,000人違いますね。あのカタログから見れば。8,000人でしたのが1万人という2,000人多く残すという頑張りをやろうということで20年後を想定している。それから、10年後には何を残すかという、老齢化が激しくなってきました。だんだん目の先へ来ております。私たちも今73歳ですけれども、10年後は83歳。もう平均寿命が終わっております、私はそのときには。そのときには安心して暮らせるまちづくりというすばらしい答えかなと思っております。

そういうことで、一番の私はすばらしいことは、この町は何で今までもってきたかということ。働く人たち、1次産業の人たちがあって、一生懸命に働いて戦後、それから出稼ぎに行き、漁業者も出稼ぎに行き、そして商業が発展して、それから3次産業も発展して、納税者も多く出て、そしてこの能登町はこれだけのインフラ整備もできて、工場はできる、あれはできるということで、すばらしい町になったわけでございます。

さて、これからどうするかということでございますね、皆さん。そのときに今一番重責を任されたのは大森体制、大森町長さんですね。先ほど言ったとおり、親御さん。私は親御さんと同年代ではないけれども、ちょっと年下で、すばらしい親御さんで、両親の下でお育ちになった。頭のいい。やっぱりこの4年、あと3年間のうちに何かと。1次産業の構築と、それと仕事場の増築ということで答えを言われましたけれども、私は、せつかく先ほど輪島とあのときちょっとしたアドバイス。

私は、1次産業の思い切ったことをやれば、これは憲法を変えなきゃ駄目だと思いますけれども、ただただ補助金じゃなくして、所得の倍増を結局能登町の行政の中でやってみれば、全国があつと言うんじゃないかなと。1次産業の所得の向上でございます。漁業者も今残っている人たちはある程度の所得はあります。だけど、役場の方々から見ればちょっと所得が低い。せめて福利厚生も一緒にしろというんじゃないかして、所得倍増というような考えをこれから持っていけばいいかなと。

今日、議員の中に燃油対策の問題も言われました。燃油対策というものに対して、輪島の市長さんも出しました。それから給食の問題も出しました。それはどこの隣村の人たちが給食無償にするということもあります。ただ、それは分かりますけれども、ただただここに残っている若い人たちが働く意欲を持たせる。所得ですね。所得の倍増をするようなことをひとつ行政で考えてあげればどうかなと。そうすると、今いろんな方々質問された。俺も能登町に残るかなという。第一に考えるんじゃないかなと思って。

私はこれから独り言を言わせてもらいます。

私は、今後10年後、20年後と言ったのは、10年前に皆さん御存じだと

思います。職員の方は御存じだと思います。この能登町も日本政府が消滅可能性都市というような町に認定されているわけでございます。消滅可能性都市ということは、人間は増えても税金を納める人はいないということで、一番の自治体が崩壊しますよということで、能登町、奥能登の市町村、輪島、能登町、穴水、七尾も入っているんじゃないかな。皆さん、職員の方は御存じだと。

そういう消滅可能性都市にならないために、私はこの問題を質問しております。

これは正直言って、私が見つけたのは、ふれあい公社のうしつ荘の看板でございます。その問題で、あれ、これは何じゃということで読み上げたら、何じゃこれということで、消滅可能性都市。これは私たち町民の方が力を入れて、これは駄目やということをしていかなきゃ、この消滅可能性都市は解消できないと私は思っているわけでございます。

そういうことで、町の執行部は大森体制で一生懸命にやっておると思います。

それからもう一つは、この消滅可能性都市を一番早くに切り替えるのは何かというと、今現在、若い人たちが能登町に残っておられます。その人たちのために、私は声を大きくして言いたいなど。町を引っ張るのは、やはり行政でございます。大森体制が変わった。あと変わるのは我々町会議員の若手の人たちが次の10月の選挙には、志幸みたいなやつに俺が出てやるかというようなファイトのあるやつが出なきゃ、正直言って我々、おらもおかげさまで二十数年、こういう、単に言う私、ボランティアで生意気かもしれんけれども、そういう仕事を私40歳から三十何年やっているんですけれども、この中で、おまえどけまという若い人たちが出てこないということ。

今は教育長も言われたデジタル化の時代ですね、教育長。デジタル化に対応できる議員が何名おりますか。それこそ。俺はこれは何とかかんとかついていきますけれども、ペーパーがなくてこれだけで頼れる。今正直言って、小学生の何年生からか、みんなこれで仕事をやっているんですね。ペーパーがなくなって。それで私たちが後ろにふんぞり返って、いつまでおるんですか。早くこの有線を聞いたら、「志幸、おまえ何や、おまえたち年寄りはおけま。俺は次はデジタル化の時代やから頑張るよ」という若い人たち。そうすれば、先ほどなぜ大森さん、大森体制が変わって、頭のいい大森町長かということをお私言っているんです。ちゃんと理解して、すごい時代を築いてくれる執行部は変わりました。あとは変わるのは何かということをお私議員のあの年寄りの人も議員は要りますよ。下手すれば、今終わると同時に非難来ますからね、あれですけど。

そういうことで、このテレビを見まして、俺はやったろかと。こんな町会議員に誰でも勉強、ファイト、勉強すれば誰でもできるんですよ。立てば立つて

度胸もつく。言葉もうまくなる。私は一向にうまくなりませんけれども。

そういうことで、私は、ありがとうございます。13分、10分ばかりしゃべりましたけれども、12分かしゃべりましたけれども、ありがとうございます。

そういうことで、議員の問題も棚上げさせていただきました。

町長は元気にするということでございます。

今後の社会は、アナログからデジタル化に移行しています。学校での授業も、進め方や紙ベースからタブレット時代になっております。そういうことを、それに対応できる人たちがこれから能登町を築いていってくださればよいなど。

そういうことで、また私の有線を見て、あんなもんなどということ、誰も

それからもう1点、今回からは日本の法律も変わって、町会議員から何から立候補するときにはいろんな補助金が出るわけでございます。車とか名刺とか。だから金銭的なものは結構緩和されてきました。今回から。私の言っていることは政府も言っていることでございます。若い人は、じゃ代わりましょうということで、そういうことをあれしまして、また物語のある能登町をつかって大森さんはあと3年間やっってくださいと思います。

それから次の、私たちは今回10月で選挙ですけれども、次の選挙にも前回の持木体制と同じで、相手方が誰もいない、無投票で、大森またやれよというような時代をつくり上げてくれるだろうと私は期待をしまして、この場を去らせていただきます。

今日は皆さん、ご清聴ありがとうございました。どうもどうも。

大森さん、頑張っってね。答えは要りませんよ、今回は。

以上でございます。議長、終わります。

議長（酒元法子）

以上で、12番 志幸議員の一般質問を終わります。

休 憩

議長（酒元法子）

暫時休憩といたします。（午後3時24分）

再 開

議長（酒元法子）

休憩前に引き続き会議を開きます。（午後3時33分再開）

ここで、14番 鍛冶谷議員より発言を求められておりますので、これを許します。

14番（鍛冶谷眞一）

自席でよろしいでしょうか。

議長（酒元法子）

どうぞ。

14番（鍛冶谷眞一）

今ほど議会運営委員会の皆様より大変温かい指摘を受けまして、このことについて皆さんにお願いを申し上げます。

先ほど私が行った一般質問の中で、一部不適切な発言がありましたこと、この場をお借りしておわび申し上げますとともに、発言の取り消しの許可をいただきますようお願い申し上げます。

よろしく申し上げます。

11番（向峠茂人）

議長、今14番の発言でされましたけれども、自席では顔が映っていませんので、登壇してするように私は適切じゃないかと思えます。

6番（國盛孝昭）

今、向峠議員から質疑がありましたけれども、議会運営委員会の中で自席で発言を許しましたので、そういうことで了解をお願いします。

議長（酒元法子）

よろしいですか。

ただいま鍛冶谷議員から、能登町議会会議規則第60条の規定によって発言を取り消したいとの申出がありました。

お諮りします。

これを許可し、発言を取り消すことにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（酒元法子）

異議なしと認めます。

したがって、鍛冶谷議員からの発言取り消しの申出を許可し、発言を取り消すことに決定いたしました。

議長（酒元法子）

以上で一般質問を終わります。

お諮りします。

一般質問が本日で全部終了いたしましたので、明日、6月15日を休会としたいと思います。

これを日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（酒元法子）

異議なしと認めます。

よって、休会決議を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることに決定いたしました。

休会決議について

議長（酒元法子）

追加日程第1「休会決議」を議題といたします。

お諮りします。

明日6月15日を休会とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（酒元法子）

異議なしと認めます。

したがって、明日6月15日は休会とすることに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、6月16日午前10時から会議を開きます。

散 会

議長（酒元法子）

本日は、これにて散会いたします。

散 会 (午後 3 時 3 7 分)

開 会（午前10時00分）

開 議

議長（酒元法子）

ただいまの出席議員数は14人で定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

あらかじめ、本日の会議時間を延長しておきます。

議案上程

議長（酒元法子）

日程第1、議案第42号「令和4年度能登町一般会計補正予算（第1号）」から、日程第9、議案第50号「字の区域及び名称の変更について」までの町長提出議案9件を一括議題といたします。

常任委員会に付託審査をお願いしました案件のうち、ただいま議題となっております案件について、各常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長報告

議長（酒元法子）

総務産業建設常任委員会 小路委員長。

総務産業建設常任委員長（小路政敏）

皆さん、おはようございます。

それでは、総務産業建設常任委員会に付託されました案件の審査結果についてご報告いたします。

議案第42号 令和4年度能登町一般会計補正予算（第1号）歳入及び所管歳出

議案第43号 能登町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例について

議案第44号 能登町本社機能立地促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について

議案第46号 請負契約の締結について

議案第47号 請負契約の締結について

議案第48号 請負契約の締結について

議案第49号 字の区域及び名称の変更について

議案第50号 字の区域及び名称の変更について

以上8件は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。

議長（酒元法子）

次に、教育厚生常任委員会 市濱委員長。

教育厚生常任委員長（市濱等）

それでは、教育厚生常任委員会に付託されました案件の審査結果についてご報告いたします。

議案第42号 令和4年度能登町一般会計補正予算（第1号）所管歳出

議案第45号 能登町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

以上2件は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもって報告を終わります。

議長（酒元法子）

以上をもって、ただいま議題となっております付託議案の各常任委員会委員長の報告を終わります。

質 疑

議長（酒元法子）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（酒元法子）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討 論

議長（酒元法子）

これから、討論を行います。
討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（酒元法子）

討論なしと認めます。
これで討論を終わります。

採 決

議長（酒元法子）

これから、採決を行います。
採決は起立によって行います。
お諮りします。
議案第42号「令和4年度能登町一般会計補正予算（第1号）」
の1件に対する委員長報告は、原案可決です。
委員長報告のとおり決定することに、賛成する諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（酒元法子）

起立全員であります。
したがって、議案第42号の1件は、委員長報告のとおり可決されました。
次に、議案第43号から議案第45号までの3件を一括して採決します。
お諮りします。
議案第43号「能登町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例について」
議案第44号「能登町本社機能立地促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について」
議案第45号「能登町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」
以上3件に対する委員長報告は、原案可決です。
委員長報告のとおり決定することに、賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 (酒元法子)

起立全員であります。

したがって、議案第43号から議案第45号までの以上3件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第46号から議案第48号までの3件を一括して採決します。

お諮りします。

議案第46号「請負契約の締結について」

議案第47号「請負契約の締結について」

議案第48号「請負契約の締結について」

以上3件に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに、賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 (酒元法子)

起立全員であります。

したがって、議案第46号から議案第48号までの以上3件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第49号及び議案第50号の2件を採決します。

お諮りします。

議案第49号「字の区域及び名称の変更について」

議案第50号「字の区域及び名称の変更について」

以上2件に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに、賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 (酒元法子)

起立全員であります。

したがって、議案第49号及び議案第50号の2件は、委員長報告のとおり可決されました。

日程の順序変更

議長（酒元法子）

続いて、本日、議会提出議案として、吉田義法議員外 3 名から、発議第 4 号「能登町選挙公報発行に関する条例の制定について」の 1 件が追加提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第 1 として、日程の順序を変更して、直ちに議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（酒元法子）

異議なしと認めます。

したがって、日程の順序を変更して、直ちに議題とすることに決定しました。

**追加議案上程
発議第 4 号**

議長（酒元法子）

追加日程第 1、発議第 4 号「能登町選挙公報発行に関する条例の制定について」の 1 件を議題とします。

提案理由の説明

議長（酒元法子）

提案理由の説明を求めます。

1 番 吉田議員。

1 番（吉田義法）

発議第 4 号「能登町選挙公報発行に関する条例の制定について」、提案理由の説明を行います。

選挙公報は、候補者の氏名、経歴、政権などを掲載した文書で、有権者にとって重要な情報源であり、判断材料となる有用性の高い媒体となるものです。また、候補者にとっては、現職、新人ともに公平に意思を有権者に対して主張できるものであります。

平成 28 年 6 月 19 日、公職選挙法等の一部を改正する法律が施行され、選挙年齢が満 20 歳以上から満 18 歳以上に引き下げられました。若い世代の政

治参加が期待されています。高校生など若者や移住者にとって選挙公報は重要な情報源であります。また、もとの住民であっても全ての候補者のことを知っているわけではありません。選挙公報は、全ての町民、全町民にとって判断材料の一つとなり、必要なものであります。

選挙公報が発行されれば、多くの方に見ていただけるよう周知等が必要ですが、実際に見るか見ないか、判断材料となるかならないかは人それぞれです。ただ、条例を制定しなければ公報を発行することができず、必要な方に見ていただくことができません。我々議員はその機会を提供すべきです。これが議員として責務だと考えます。

現在、石川県内19市町のうち、15市町が既に条例制定済みであります。このことから、早急に条例を制定する必要があります。

以上が提案理由です。

議員各位においては、清廉潔白に表決されることを望みます。

議長（酒元法子）

以上で提案理由の説明が終わりました。

質 疑

議長（酒元法子）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（酒元法子）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討 論

議長（酒元法子）

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「はい」の声あり）

議長（酒元法子）

まず、原案に反対者の発言を許します。

4番 田端議員。

4番（田端雄市）

選挙公報発行に関する条例の制定についての反対討論を行います。

現在、ただいまの時点で公報発行に合理性があるのか、非常に疑問を感じています。提案者は、県内19市町の15市町がつくっていると、本町にないのは恥ずかしいとの発言がありました。各市町の条例の制定時期は昭和50年代であり、珠洲市に至っては昭和29年に制定されております。その後、合併した市町は字句の訂正のため、平成17年、18年頃に改定しているのが事実であります。制定されて40年以上、合併時期から見ても既に20年近くたっている。こうしたことから、これに追隨しての単なる制定には意味がないと考えております。また、能登町以外の町に対しても、制定していないのは恥ずかしいとの発言はほごとなりますが、該当の町に対してどのような弁明をするつもりか、自身の発言には十分な注意を払うべきだと。方、能登町においては期数の長い方が賛同者としておられるが、合併当時に他の市町が条例制定を進めているとき、ご自身はどのような行動を取られたのか、まずそれを問いたすべきであると考えます。先達の方々が意味ある選択をなされたことに軽々な批判は慎むべきであると考えられるけれども、いかがでありますでしょうか。

2番目に、選挙公報を取り巻く現状から合理性はないと断じます。期日前投票制度が導入されたのは平成15年からであります。それ以前は、投票日当日に町内に不在するとして不在者投票が行われておりました。ライフスタイルが変わり、期日前投票がより現実的として近年投票率が上がってきております。能登町における投票率は、導入直後の平成17年、18年には20%から27%でありましたが、前回の平成30年の私たちの町議会議員選挙では期日前投票は47%、昨年の衆議院選挙では55%、知事選挙に至っては57%でありました。この数字は言うまでもなく投票総数の割合であります。今後もこの数字は上昇することと予想されております。

そこで、問題としたいのは、町民への公報の届けは、提案の条例では投票日の前日とあります。半数の町民が今述べましたとおり、投票を終えた状況で公報が届けられることとなる。この状況をよくよく考えなければなりません。いわゆる町民にとって公平公正が、今後も上昇率が上がっていく今後も担保していけるのかということでもあります。

自治行政局からこの選挙公報の公平とか公正について、次のような考え方が

示されております。「民主主義の根幹である選挙を公正公平に行うために、全ての選挙管理委員会は公職選挙法の規定に厳格に従って選挙を管理、執行する必要があり、万一法令の規定に沿った形で執行できない場合には選挙そのものが無効となることもあり得る。こうしたことから、各選挙管理委員会が選挙人への啓発、周知や投票環境向上などのため、何らかの対応を行う場合には選挙人間の公平性に十分配慮し、選挙の公正を害することがないように対応する必要があります」と述べられております。

町執行部及び選挙管理委員会においては、慎重の上にも慎重を期さざるを得ないと考えております。下手をすると、訴訟の問題にもなりかねないと考えますが、いかがでありましょうか。

以上2点を考えると、現在、ただいま選挙公報を発行しなければならないという合理性は全くない。したがって、選挙公報発行の条例制定に反対するものであります。

次に、議会として全員協議会、議会運営委員会など数度にわたり議論されてきたにもかかわらず、なぜ本会議にまで上程されるに至ったのか。私はこの一連の行動にも疑義を感じるので、上程そのものにも反対し、反対討論として申し述べたい。

提案者は、選挙公報に発行する意義を幾つか述べておりますが、善意に捉えて包括的には議会の活性化や町の政治意識の高まりなどを期待したかもしれませぬ。しかし、これは全協の中でも議論したとおり、公報の発行によってのみ達成されるものではないと考えます。例えば、18歳選挙の始まりを受けて、その意識を持たせたい、政治意識を持たせたいなどの考えがありましたが、私は議員が能登高校へ出かけて出前授業をする方法もあると指摘をいたしました。議会の活発化や活性は議員であれば誰しも問題意識を持っているはずで、公報発行に賛同しないから意識がない、また意識が低いなどということを考えるのは、これはおごり以外にはないということを知らなくてははいけません。

物を達成するには、様々な意見や方法があるはずで、共通の利益に目を向け、解決を見いだす議論をするべきであった、これについても私は特別委員会の設置などを提案しまして、その話を受けました。それでもなお、公報発行にこだわったがゆえに本会議上程にまで至ったのであります。こうした手法は議会組織に携わる一員として軽率のそしりは免れないと私は考えます。

以上をもちまして、反対討論を終えますが、最後に上程された条例案には町長選挙も含まれております。条例の制定、改廃についての町長の意見表明権もあるはずでございますが、よろしければ私は議員の討論の最後に意見の表明をお願いしたいとお願いしまして、私の反対討論を終わります。

議長（酒元法子）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

3番 馬場議員。

3番（馬場等）

それでは、発議第4号「能登町選挙公報発行に関する条例の制定について」、賛成討論を行います。

私は以下の理由により、賛成といたします。

1、選挙公報発行に関する条例の制定が必要かどうかは有権者の目線で考えるべきです。

2015年第18回統一地方選挙後、総務省と明るい選挙推進協会が全国の有権者に実施したアンケートによると、「地方選挙で候補者の人物や政権が分からず、誰に投票したらよいか困る」と答えた市町村議会議員選挙での割合は59.6%、約6割の多数を占めます。さらに、報告書では「候補者の情報不足について認識している」、そう答える有権者の数は年々増加傾向にあり、大きな問題として定着しつつあると指摘しています。この結果を見ても、選挙公報の発行が義務づけられていない地方議会議員選挙においても、有権者が投票先を決めるための有力な情報として選挙公報の発行は必要不可欠であると考えます。

1、選挙公報発行に関する条例を制定することにより、有権者は選挙において候補者の過去の議会活動について検証可能な判断材料を持つことができると考えます。

選挙公報の配布については、先ほどの反対意見のように次のような意見があります。町議会選挙は5日間と選挙期間が短く、告示日の翌日より期日前投票も始まる。そして、各家に配布されるのが投票日近くになり、選挙公報の発行は意味がないというものです。調べてみると、期日前投票開始日の2日目、木曜日より期日前投票所に選挙公報を置くことは可能であり、その翌日、金曜日には各家に配布される予定であります。確かに選挙公報が発行される初めての選挙においては、配布される日が重要な関心事となります。しかしながら、その見方は選挙公報発行の一面しか見ていません。大事なことは選挙公報に書かれている候補者が掲げた理念や政策であります。議会議員選挙の際に候補者が掲げた理念や政策を見て、有権者は投票することができます。さらに、次の選挙の際に4年間の議会活動の実績と照らし合わせて検証できます。つまり、選挙公報を発行することは次の選挙から有権者の選挙での有力な判断材料を継続的に提供することができるようになります。そう考えます。

1、選挙公報発行に関する条例の制定は、能登町議会においては通年会期制、議会基本条例とともに議会改革の一環として必要であり、早急に現議会の責任

で行うべきと考えます。

次のような意見があります。「10月に議会選挙がある。慌てなくとも今度の選挙が終わってからもいいのではないか」というものです。能登町議会では、平成26年11月1日に通年会期制と議会基本条例が施行されました。この年も10月に改選の時期を迎えていました。3月6日の議会定例会において、能登町議会基本条例制定特別委員会の設置に関する決議についてが追加提出され、質疑、討論されました。そのときの反対討論としては次のようなものがありました。「私たちの任期は10月までである。この問題は、次回の選出された方々が早急に議論されて可決すべき問題と考える」との意見でした。それに対する賛成討論は次のようなものでした。「我々の任期は10月までだが、改革の手を止めずに我々の今の責務でできることを全うし、次の方々に引き継がせるのも我々の今の使命と考える」というものでありました。結果、賛成多数にて可決されました。

今、私たちは議会運営において柱とも言うべき通年会期制と能登町議会基本条例を持つことができました。選挙公報の発行は、議会改革の一環として通年会期制、議会基本条例に続くものです。私たち議員は10月に改選時期を迎えます。私は議員というものは任期の最後の日まで町民の代表であることを忘れず、今の責務で私たちができることは今行うべきと考えます。

以上の理由により、発議第4号「能登町選挙公報発行に関する条例の制定について」、賛成といたします。

以上で賛成討論を終わります。

議長（酒元法子）

次に、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（酒元法子）

ほかに討論はありませんか。

賛成討論ですか、反対討論ですか。

（「賛成討論を申し上げてよろしいでしょうか」の声あり）

議長（酒元法子）

賛成討論ですか。

(「はい。よろしいでしょうか」の声あり)

議長（酒元法子）

14番 鍛冶谷議員。

14番（鍛冶谷眞一）

私もこの4名に入っております。声高に反対、賛成をするような次元の問題でないんじゃないでしょうか。どこかが先にして、うちが遅いからとか、そんなこともそれほど大きな問題ではないと思います。選民が一番身近な地方議員である町議会議員、市議会議員を選び、政治を託すことにおいて、何らかの情報が欲しい、Aさんはどんな考え方なんだろう、Bさんはこんなことを考えてられるのか、そんなことを知る機会を多くしましょうということで、大きな選挙の政見放送であったり、個人演説会とかそういうものではありません。同等の条件で選挙公報において、シンプルにまず例えるならば、顔写真があつて、年齢があるかもしれません。何よりもでもその人がどんなことを考えて臨んでいるかを知る機会をつくるだけです。とてもシンプルなことだと思います。それをすることにどうしてもできないという理由こそ私には思いつきません。特に高校3年生の生徒さんから聞いたことがあります。「初めて選挙するんやけど、どの人がどこの人で、どんな顔の人なのか分からんげん」、女の子でした。「知りたいから何か一覧表みたいがあつたらいいね」、これが一番選民の求める選挙に対する思いで、そして一番政治に参画する第一歩、それが公平な選挙の在り方だと思っております。また、私たちもそういうことに恥じないような政治と政治家として関わってきたんじゃないでしょうか。

どうか、シンプルに考えましょう。政治と選民が身近になる。その方法の第一歩が選挙公報である、そんなふうに私は申し上げたいと思います。

よろしく願いいたします。

議長（酒元法子）

ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（酒元法子）

討論なしと認めます。

採 決

議長（酒元法子）

これから、採決を行います。

（「議長」の声あり）

議長（酒元法子）

はい。

（「町長、どうですか。表明していただけるならしていただきたい」

「それは違うと思いますよ。議論が違う」

「表明権はあるはずやけど」

「町長に求めるものでありません」の声あり）

議長（酒元法子）

町長に求めるものではないと思いますので、討論は以上で……。

（「議長、進行、進行」の声あり）

議長（酒元法子）

討論は終わります。

これから、採決を行います。

お諮りします。

発議第4号「能登町選挙公報発行に関する条例の制定について」の1件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成する諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（酒元法子）

ありがとうございました。

起立少数であります。

よって、発議第4号は、否決されました。

休会決議について

議長（酒元法子）

日程第10、「休会決議」を議題とします。

お諮りします。

明日から、能登町議会の会期等に関する条例第2条の規定に基づき開く、次の定例日の前日までを、休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（酒元法子）

異議なしと認めます。

したがって、明日から、能登町議会の会期等に関する条例第2条の規定に基づき開く、次の定例日の前日までを、休会とすることに決定いたしました。

以上で、令和4年第4回能登町議会6月定例会議に付議されました議件は全部終了しました。

閉会の挨拶

議長（酒元法子）

ここで、町長から発言を求められておりますので、これを許します。

大森町長。

町長（大森凡世）

それでは、令和4年第4回の6月定例会議を閉会されるに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

6日より開会されました、このたびの定例会議におきましては、一般会計の補正予算をはじめ、多数の案件につきまして、開会以来、慎重なるご審議を賜りまして、いずれも原案どおりご可決をいただきましたこと、厚く御礼申し上げます。

そして、向峠議員からのご提案で、ウクライナへの人道救済支援ということで、3月15日から5月31日まで役場の庁舎、そして各支所、宇出津総合病院にて募金箱を設置いたしました。皆様からのご協力を賜りました義援金の総額は38万2,142円でございます。この義援金を日本赤十字社を通して、ウクライナの活動支援に活用させていただきます。多くの方々の温かいご支援、ご協力に心より感謝を申し上げます。

また、統合保育所建設に向けて、崎山中央公園内に設置を進めておりました仮設園舎も予定どおり5月16日から運用を開始いたしまして、園児たちが元気に通ってくれておるといところでございます。

そして、今年の長期予報では今年の夏は非常に暑くなるというふうに言われております。これから梅雨時期を迎え、蒸し暑くなりますけれども、町民の皆様をはじめ、議員の皆様におかれましては、熱中症等に十分注意をしていただきまして、健康に留意されますようお願いを申し上げます、閉会のご挨拶とさせていただきます。

皆様、お疲れさまでございました。ありがとうございました。

散 会

議長（酒元法子）

以上で本日は散会いたします。

一同起立、礼。

お疲れさまでした。

散 会（午前10時43分）

上記、会議の経過を記載し相違ないことを証するため、個々に署名する。

令和4年6月16日

能登町議会議長 酒元法子

会議録署名議員 宮田勝三

会議録署名議員 鍛冶谷真一